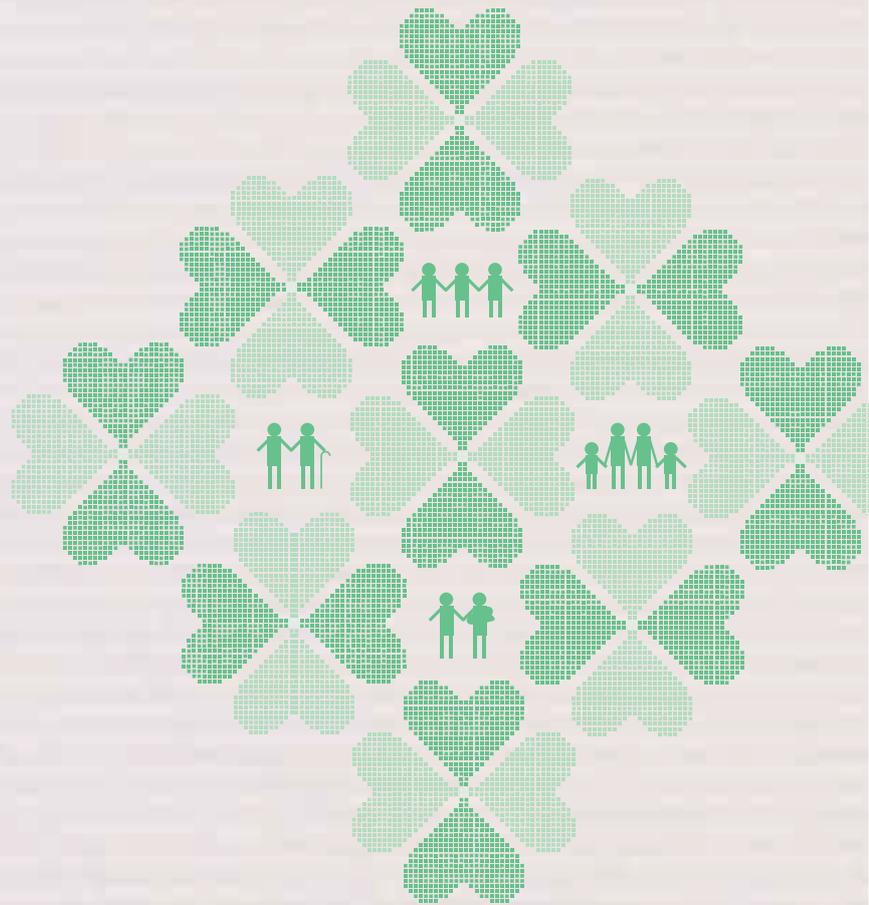


第2次

さがみはら 男女共同参画 プラン21

平成24年度～平成31年度



相模原市

はじめに

少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、ライフスタイルの多様化など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。そうした変化に適切に対応し、市民の誰もが安全で、安心して心豊かに暮らすことができる地域社会作りが大切です。そのためには、市民一人ひとりの人権が尊重され、家庭や職場、地域などあらゆる場で性別にかかわらず個性と能力を發揮できる社会、男女共同参画社会の実現が必要となります。



本市では、平成 12 年に県内では初めて「男女共同参画都市宣言」を行い、平成 13 年に男女共同参画社会基本法に基づく計画として、「さがみはら男女共同参画プラン 21」を策定いたしました。また、平成 16 年には、「さがみはら男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進を最重要課題の一つとして位置付け、様々な分野において取り組んでまいりました。

本計画は、これまで進めてきた諸施策の成果を踏まえつつ、今日の社会情勢から求められる新たな課題等への適切な対応を図り、男女共同参画の取組を一層推進するために策定いたしました。また、本計画では、配偶者等からの暴力の根絶に向けた取組を強化していくため、新たに「さがみはらDV対策プラン」を盛り込んでおります。

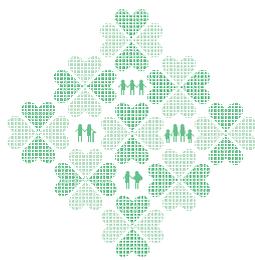
今後は、本計画に基づき、市民や事業所等の方々と連携・協働しながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に取り組んでまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、多数のご意見をお寄せいただきました市民の皆さまをはじめ、多大なご尽力をいただきました相模原市男女共同参画審議会委員及び第2次さがみはら男女共同参画プラン 21 策定検討部会の皆さまに、心からお礼申し上げます。

平成 24 年 3 月

相模原市長 加山俊夫

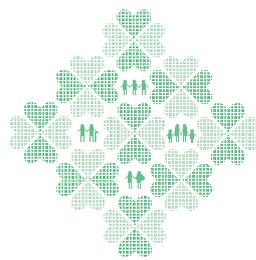




第2次

さがみはら 男女共同参画 プラン21

平成24年度～平成31年度



目次 contents

第1章 計画策定に当たって

1	経緯	2
2	背景	2
3	男女共同参画を取り巻く本市の課題	3

第2章 計画の基本的な考え方

1	目的	5
2	位置付け	5
3	計画期間	6
4	基本理念	6
5	基本方針	7
6	重点項目	7
7	計画の体系	8
8	計画における指標・数値目標一覧	10
9	計画の推進について	14

第3章 計画の内容

基本方針Ⅰ	男女共同参画への理解促進	17
基本方針Ⅱ	政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	24
基本方針Ⅲ	男女がともに働きやすい環境づくり	30
基本方針Ⅳ	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	38
基本方針Ⅴ	生涯を通じた健康支援と性に関する理解	48
基本方針Ⅵ	配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援	55
	【さがみはらDV対策プラン】別冊	

参考資料

用語解説	59
計画策定の経過	63
相模原市男女共同参画審議会委員名簿	64
第2次さがみはら男女共同参画プラン21 策定検討部会委員名簿	64
関連法令	
・さがみはら男女共同参画推進条例	65
・男女共同参画社会基本法	68
・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	72
男女共同参画に関する年表	78

1 経緯

相模原市では、一人ひとりが責任と自覚をもって、男女がともに輝き、自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現のため、平成13年3月に男女共同参画社会基本法に基づく計画として、「さがみはら男女共同参画プラン21」（以下「第1次計画」といいます。）を策定し、様々な分野にわたり男女共同参画を推進するための取組を積極的に推進してきました。また、平成16年には、男女共同参画社会の形成を総合かつ計画的に推進するため、さがみはら男女共同参画推進条例（以下「条例」といいます。）を制定し、男女共同参画社会の実現のため、条例の理念に基づき、様々な施策に取り組んできました。

第1次計画の計画期間が平成23年度に満了することから、新たな基本計画として「第2次さがみはら男女共同参画プラン21」を策定します。

2 背景

◆社会情勢の変化

近年、我が国の社会情勢は大きく変化しています。少子高齢化が進展し、増加し続けていた総人口は減少に転じ、労働力人口も減少しています。少子高齢化による構造的変化は、私たちの暮らしや経済、地域など様々な事柄に影響を及ぼしています。

未婚・離婚の増加、単身世帯やひとり親世帯の増加、家庭や職場、地域社会における人間関係の希薄化による孤立感の増大などが見られます。

また、就業の場では、失業者が増加傾向にあり、特に年齢が低いほど失業率は高くなっています。また、長引く経済状況の悪化等を背景に、男女とも非正規雇用者が増加し、とりわけ若者の比率が高まっています。賃金は男性の正規雇用者と非正規雇用者では大きく乖離（かいり）しており、そのことが、将来への不安から家族形成が困難になる若者を生み、未婚や少子化の原因ともなっています。さらに、所得格差拡大が世代間にも影響を及ぼし、機会の不平等を招くおそれがあります。

このことは、本市でも同様の傾向が見られます。このような状況の中で、経済社会の活力を維持・発展させていくためには、皆で働き支え合っていくことを目指す必要があり、より多くの人々が意欲を持ち、性別にかかわらず、個性と能力を発揮できるよう努めていくことが、社会全体の課題となることを示しています。

国においては、男女共同参画社会の実現を21世紀の日本社会を決定する最重要課題と位置付け、平成11年に男女共同参画社会基本法を制定し、その理念を具体化するため、近年、様々な制度を整備してきました。

- ▶▶ 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」といいます。）の改正・施行（平成19年4月施行）
- ▶▶ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定（平成19年12月施行）
- ▶▶ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」といいます。）の改正・施行（平成20年1月施行）
- ▶▶ 「女性の参画加速プログラム」の策定（平成20年4月策定）
- ▶▶ 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」といいます。）の改正・施行（平成22年6月施行）
- ▶▶ 「第3次男女共同参画基本計画」の策定（平成22年12月策定）
- ▶▶ 「次世代育成支援対策推進法」の改正・施行（平成23年4月施行）

3 男女共同参画を取り巻く本市の課題

第1次計画では、男女共同参画社会の実現を推進するための活動拠点である「ソレイユさがみ（相模原市立男女共同参画推進センター）」を中心に、市民や事業者、教育に携わる者が一体となって推進してきました。その結果、男女共同参画社会の実現につながる成果が上がっている分野もありますが、本市の現状をみると、今後さらに取り組んでいかなければならない課題が残されています。

● 1 市民意識の啓発

本市では、男女共同参画への意識の啓発・普及のための講習会や講座などの施策に取り組んできました。

しかし、平成21年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」といいます。）の結果では、家庭や職場などにおける男女の平等感について、市民の多くが「男性優遇」と感じており、依然として「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。

また、固定的性別役割分担意識が強い人は、弱い人に比べ、「女性を取り巻く社会通念・しきたりの差別や偏見を改めさせること」、「男性も家事や育児、介護など家庭責任を担うこと」、「女性自身が意欲を持ち、能力の向上を図ること」、「女性も積極的に社会参画すること」、「女性が政策・方針決定の場に参画すること」など、男女共同参画に関わる取組について、消極的に考えていることも調査結果から明らかになりました。

男女共同参画社会の実現には、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解することが重要であり、特に固定的性別役割分担意識の解消が不可欠です。このため、各種媒体を利用した広報・啓発機会の拡充を図り、今後も継続して市民の理解を深めるための取組を進めていくことが必要です。

● 2 意思決定の場への男女共同参画の促進

男女が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画できる取組として、特に女性の参画を推進するため、女性のエンパワーメントの支援、政策・方針決定過程への女性の積極的な参画の推進、女性の職域拡大と管理職等への登用などの施策に取り組んできました。

しかし、本市の管理職職員や審議会等委員における女性の割合などは依然として低く、また事業所や自治会など様々な分野において女性の参画が十分に進んでいない状況にあります。

女性が社会の構成員の半数を占める中、将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、女性の参画をあらゆる分野において進め、女性の視点を反映させることが重要です。

民間企業や地域等あらゆる分野で意思決定過程への女性の参画が進むよう、さらに取り組んでいく必要があります。

● 3 女性の就労支援

男女がともに働きやすい環境づくりを目指して、男女平等な雇用環境の整備、相談体制の充実、就業機会の拡大、多様な働き方の支援などの施策を推進してきました。

本市の男女別の労働力率を年代別に見ると、男性は全国平均とほとんど差異が見られず、30～50歳代後半にかけて、85%以上の労働力率を保っています。しかし、女性の労働力率は30歳代において、全国平均を大きく下回っています。多くの女性が出産・育児期に職を離れる傾向が強いことがうかがえます。

また、女性の場合、「パート」、「アルバイト」等の短時間労働・低賃金の雇用形態が約4割を占めるほどになっています。男性の約1割と比較して、比率が高いことも特徴的です。

その一方で、市民意識調査では、30歳代・40歳代の女性のうち、およそ8割の人が「職業は持ち続けたい」と考えています。このことから、男女の平等な機会と待遇の確保、女性の就業継続支援、就業・再就職の支援等の取組を引き続き推進する必要があります。

● 4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

市民意識調査で、男女共同参画社会を実現していくために行政に望むこととして最も多かったのは、「男女がともに仕事と家庭生活を両立できるような支援策として育児や介護に関するサービスの充実」で、回答者の6割を超えていました。

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、とりわけ男性の家事、育児、介護などへの参画を促進する必要から、男性を対象とした各種啓発事業等を行うとともに、子育て支援や介護サービスの充実に努めてきました。

しかし、依然として家庭内における子育て・介護などの負担が女性に偏る状況は、妻の就業の有無とはあまり関係がなく、共働き世帯であっても、男女均等に家庭責任を担う状況には至っていません。また、育児休業の男性の取得率は依然として低水準です。

これらの課題を解消するためには、男女が固定的な性別役割にとらわれず、相手が置かれた状況を理解し、お互いに思いやりを持てるような環境づくりが必要です。また、育児や介護といった目的に限定されることなく、全ての労働者が職業生活を続け、家庭生活や地域活動などへも同時に参画することができるワーク・ライフ・バランスの取組を社会全体で進めていくことが必要です。

● 5 地域の特性に応じた施策の推進

市民にとって最も身近な生活の場である地域の中に男女共同参画の視点を入れた活動を行うことが、男女共同参画社会の実現にとって重要です。

本市は合併に伴い、市域が広がりました。地域がそれぞれ抱える問題は一樣ではなく、男女共同参画に対する意識も異なります。

男女の地域活動への参画を促進し、性別による偏りのないまちづくりを推進するためには、地域の課題を認識し、特性に応じた施策を展開することが必要です。

● 6 DV対策強化

DVは家庭内において行われることが多く、外部からの発見が困難で潜在化しやすい傾向にあります。犯罪となる行為を含む重大な人権侵害で、深刻な社会問題です。性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。

本市では、相談体制の整備、被害者の自立に向けた支援、暴力についての実態調査、暴力の根絶に向けた幅広い年齢層への啓発などを行ってきました。

しかし、平成20年度の国の調査によると、「身体的暴行」「精神的な嫌がらせや脅迫」「性的行為の強要」といった配偶者からの暴力を受けたことがある女性が3割に上りました。このうち、約1割が「命の危険を感じたことがある」、約3割が「けがをしたり、精神的に不調をきたしたりした」と答えています。

市民意識調査では、女性のうち、9.2%の方が治療が必要とされない程度の暴行を受けたことがあると回答し、7.3%の方が嫌がっているのに性的な行為を強要されたと回答しています。

このような暴力は人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で解決すべき重要な課題です。今後も、様々な暴力をなくす取組を推進するとともに、関係機関との連携を図り、増加するDV相談への体制の強化と切れ目のない被害者支援を行うことが必要です。

第2章

計画の基本的な考え方

1 目的

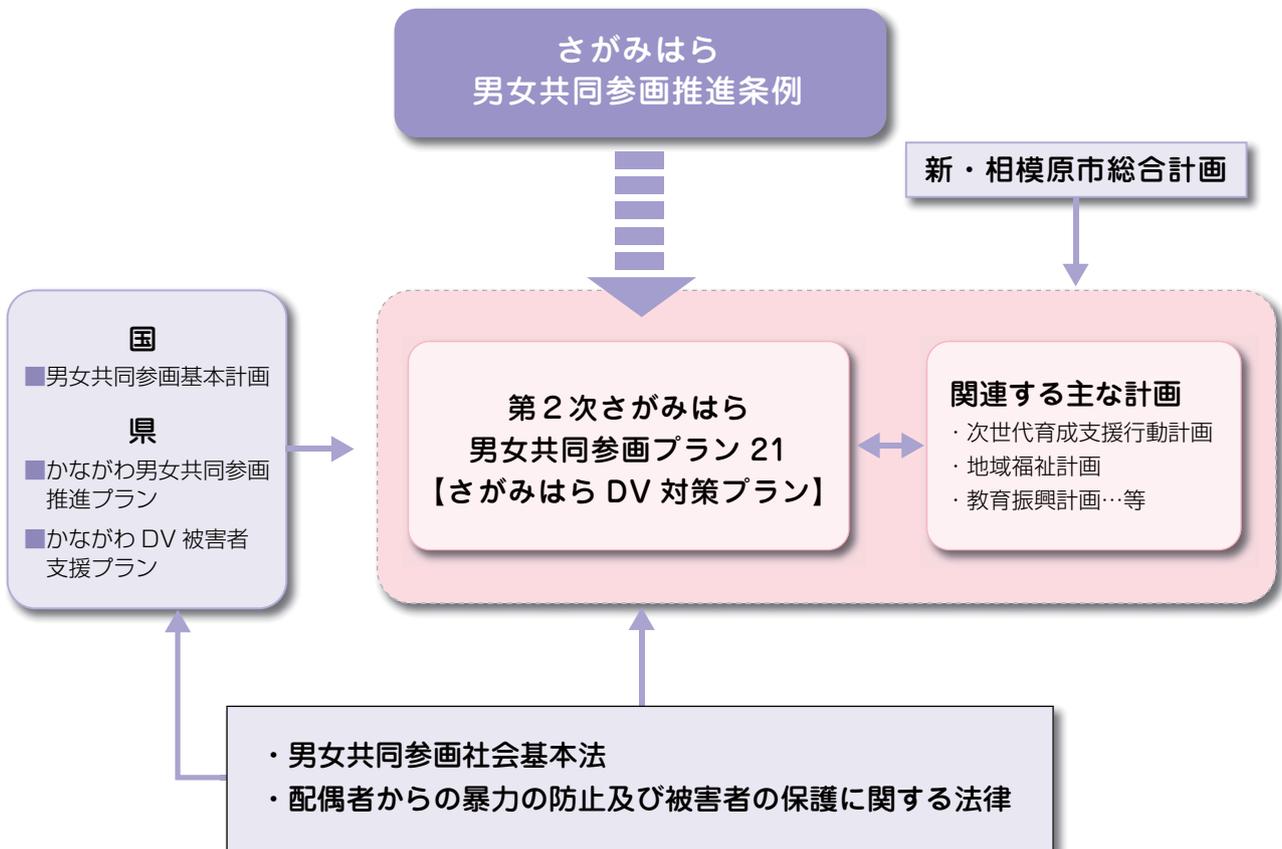
本計画は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、条例第3条に定められた「男女の人権の尊重」、「政策・方針の立案及び決定への参画」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「教育における男女平等の推進」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康の保持」及び「国内及び国際社会における取組との協調」の7つの基本理念に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する施策の方向性と内容を明らかにし、本市が取り組む施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

2 位置付け

本計画は、条例第10条に基づく本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であって、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。

また、この計画は、新・相模原市総合計画の部門別計画としても位置付けられており、策定に当たっては、当該総合計画及び他分野の計画との整合を図るほか、国の男女共同参画基本計画、神奈川県男女共同参画計画（「かながわ男女共同参画推進プラン」）等を勘案して策定しています。

なお、本計画の基本方針Ⅵを、DV防止法第2条の3第3項に基づく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画と位置付け、「さがみはら DV 対策プラン」とします。



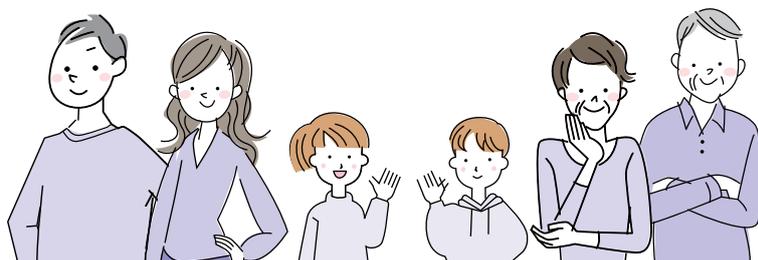
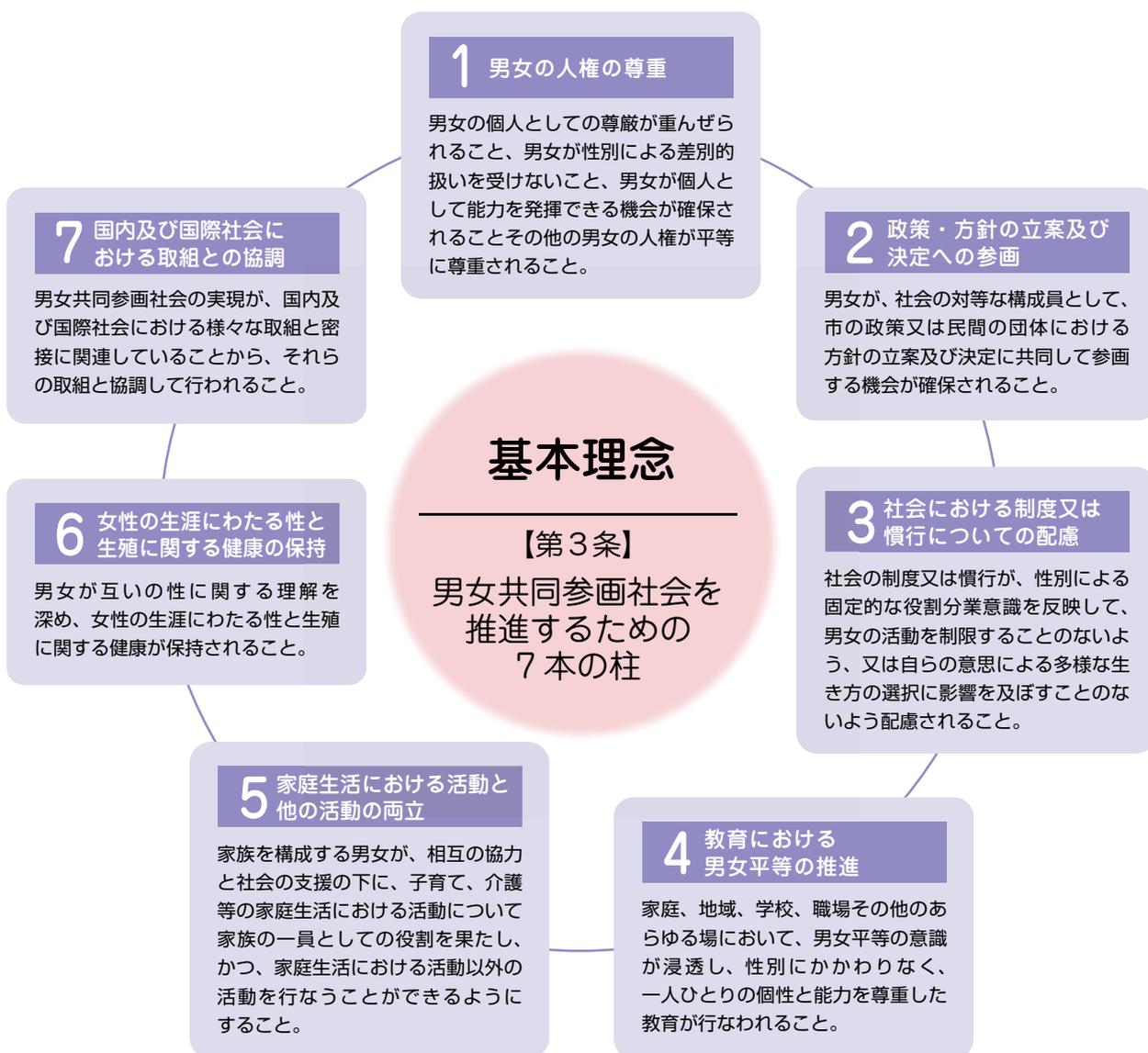
3 計画期間

本計画の計画期間は、本市の上位計画である「新・相模原市総合計画」との整合性を考慮して、平成24年度から平成31年度までの8年間です。

ただし、社会環境等の急激な変化等により、必要に応じて見直しを行います。

4 基本理念

本計画は、条例第3条に規定された7つの理念を基本理念として、本市の男女共同参画の推進を図ります。



5 基本方針

本計画では、条例第3条に規定する基本理念を受け、次の6つの基本方針を設定し、男女共同参画に関する施策を推進していきます。

- I 男女共同参画への理解促進
- II 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
- III 男女がともに働きやすい環境づくり
- IV 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
- V 生涯を通じた健康支援と性に関する理解
- VI 配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援【さがみはらDV対策プラン】

6 重点項目

本計画では、本市の男女共同参画を取り巻く課題を踏まえ、特に重点的に取り組むべき内容を重点項目として設定します。

- 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革 (施策の方向 1)
- 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 (施策の方向 5)
- 事業所、地域、団体等における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 (施策の方向 6)
- 能力発揮促進のための支援 (施策の方向 9)
- 男女がともに仕事と生活を両立できる環境づくり (施策の方向 10)
- 地域における男女共同参画の促進 (施策の方向 12)
- 相談及び保護体制の充実 (【さがみはらDV対策プラン】 施策の方向 1)
- 自立支援の充実 (【さがみはらDV対策プラン】 施策の方向 2)
- 関係機関や民間団体等との連携・協力 (【さがみはらDV対策プラン】 施策の方向 3)
- DV根絶に向けた取組の推進 (【さがみはらDV対策プラン】 施策の方向 4)



7 計画の体系

基本方針	施策の方向	施策名
I 男女共同参画への理解促進	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革 重点項目	<ul style="list-style-type: none"> ① 男女共同参画の意識形成に向けた広報・啓発の推進 ② 多様な主体と連携した広報・啓発の推進 ③ メディアにおける男女共同参画の推進
	2 教育・学習の場における男女の人権尊重と男女平等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 教育・学習における男女平等の推進 ② 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
	3 男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ① 男女共同参画に関する調査・研究 ② 多様な広報媒体による情報収集・提供
	4 多文化共生と国際理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ① 国際理解・交流活動の促進 ② 国際教育の推進 ③ 外国人が安心して暮らせるための環境整備
II 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	5 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 重点項目	<ul style="list-style-type: none"> ① 審議会等への女性の積極的登用 ② 女性の管理職等への登用推進
	6 事業所、地域、団体等における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 重点項目	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業所、地域、団体等における女性の積極的登用の促進 ② 能力開発のための研修機会等の拡充支援
	7 女性の人材育成への支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 指導的役割を担う女性の人材育成 ② 男女共同参画の実現を目指す人材の発掘・登用
III 男女がともに働きやすい環境づくり	8 雇用における男女平等な機会と待遇の確保の促進	<ul style="list-style-type: none"> ① 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進 ② 格差是正措置の具現化に向けた取組の促進 ③ 労働相談の充実 ④ 若年者等就職支援とキャリア教育の充実 ⑤ 働く男女の健康管理の推進
	9 能力発揮促進のための支援 重点項目	<ul style="list-style-type: none"> ① 女性の就業継続のための環境整備 ② 女性の就業・再就職の支援 ③ 多様な働き方への支援
IV 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	10 男女がともに仕事と生活を両立できる環境づくり 重点項目	<ul style="list-style-type: none"> ① 仕事と生活の両立のための意識啓発 ② 事業所による取組の支援 ③ 事業所としての市役所の取組の推進
	11 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の社会的支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 子育て環境の整備・充実 ② 介護を支える環境の整備・充実

基本方針	施策の方向	施策名
IV 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の推進	12 地域における男女共同参画の 促進 重点項目	① 男女の地域社会への参画促進 ② 男女共同参画の視点に立ったまち づくりの推進 ③ NPO活動・ボランティア活動へ の参画促進のための環境整備 ④ 地域リーダーの育成
	13 誰もがいきいきと暮らせる 環境の整備	① 高齢者や障害者の生活安定と自立支援 ② ひとり親家庭の生活安定と自立支援 ③ 外国人のための生活支援策・情報 提供の充実
V 生涯を通じた健康支援と性に 関する理解	14 ライフステージに応じた 健康保持増進への支援	① 生涯を通じた健康づくりの支援 ② 妊娠・出産に関する健康支援 ③ 心とからだに関する相談等の充実 ④ 生涯にわたるスポーツの活動支援
	15 性と健康をおびやかす問題 への対策の推進	① 性感染症予防対策の推進 ② 健康をおびやかす問題についての 教育と啓発
	16 性の理解・尊重のための教育・ 啓発の推進	① 性に関する正しい認識と理解につ いての教育・学習の充実 ② 人権としての性への意識啓発
IV 配偶者等に対する暴力の 根絶と被害者への支援 【さがみはらDV対策プラン】	1 相談及び保護体制の充実 重点項目	① 相談支援の強化 ② 相談窓口の周知 ③ 外国人・障害者・高齢者・男性への配慮 ④ 相談窓口職員のスキルアップ ⑤ 民生委員、児童委員等への情報提供 ⑥ 一時保護支援と安全確保の充実
	2 自立支援の充実 重点項目	① 関係機関との連携による自立支援の強化 ② 住居の確保 ③ 就労支援 ④ 住民登録等の支援 ⑤ 被害者支援を担う職員の資質の向上
	3 関係機関や民間団体等との 連携・協力 重点項目	① 関係機関・民間団体との連携・協力 体制の強化 ② 関係各課・機関の連携と情報共有
	4 DV根絶に向けた取組の推進 重点項目	① DV根絶に向けた社会づくりのため の広報・啓発活動の推進 ② デートDV防止の取組 ③ DV防止への調査研究 ④ 配偶者暴力相談支援センター機能の 整備

8 計画における指標・数値目標一覧

本計画では、計画をより実効性のあるものとし、施策の推進状況をより明確にするため、基本方針ごとに指標及び数値目標を設定します。

基本方針Ⅰ 【男女共同参画への理解促進】

施策の方向		No.	指標項目	基準値 (年度)	目標値 (平成31年度)
1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革	1	社会全体での男女の平等感について、平等だと感じる市民の割合	16.3% (平成21年度)	30.0%
		2	「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な市民※の割合	28.8% (平成21年度)	55.0%
2	教育・学習の場における男女の人権尊重と男女平等の推進	3	学校教育の場で男女が平等であると思う市民の割合	78.5% (平成21年度)	90.0%
3	男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・提供	4	男女共同参画に関する市民意識調査の実施	—	計画期間内に2回
4	多文化共生と国際理解の促進	5	多文化理解を深めるために実施する事業の参加者数	3,310人 (平成21年度)	4,200人
		6	日常生活の中で市民と外国人市民が交流している割合	11.1% (平成22年度)	16.2%

※「反対」「どちらかといえば反対」を合算した数値

基本方針Ⅱ 【政策・方針決定過程における男女共同参画の推進】

施策の方向		No.	指標項目	基準値 (年度)	目標値 (平成31年度)
5	市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	7	審議会等における女性委員の登用率	27.8% (平成22年度)	40.0%
		8	市職員における管理職（課長級以上）に占める女性の比率	10.3% (平成23年度)	15.0%
		9	市立小中学校における校長・教頭に占める女性の比率	24.3% (平成23年度)	30.0%
6	事業所、地域、団体等における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	10	事業所における女性管理職の割合	9.8% (平成20年度)	15.0%
		11	市立小中学校 PTA における女性の会長の割合	30.8% (平成23年度)	基準値を上回る
		12	自治会における女性の会長の割合	4.4% (平成23年度)	10.0%
		13	まちづくり会議における女性委員の割合	21.0% (平成23年度)	40.0%
7	女性の人材育成への支援	14	人材育成講座等※の開催回数	36回 (平成22年度)	基準値を上回る

※ソレイユさがみの事業体系①[自己開発事業]と②[女性の就労・継続支援事業]に基づき実施した講座

基本方針Ⅲ 【男女がともに働きやすい環境づくり】

施策の方向		No.	指標項目	基準値 (年度)	目標値 (平成31年度)
8	雇用における男女平等な機会と待遇の確保の促進	15	職場において、男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合	15.3% (平成21年度)	30.0%
		16	セクシュアル・ハラスメントを自分が直接経験したことがある市民の割合	13.3% (平成21年度)	0%
		17	ポジティブ・アクションに取り組む事業所数の割合	15.9% (平成21年度)	40.0%
9	能力発揮促進のための支援	18	30歳代女性の労働力率 (①30～34歳 ②35～39歳)	①56.2% (国：61.6%) ②55.2% (国：62.3%) (平成17年度)	全国平均を上回る (平成27年度)
		19	30歳代有配偶者女性の労働力率 (①30～34歳 ②35～39歳)	①42.0% (国：48.2%) ②47.9% (国：54.6%) (平成17年度)	全国平均を上回る (平成27年度)

基本方針Ⅳ 【仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進】

施策の方向		No.	指標項目	基準値 (年度)	目標値 (平成31年度)
10	男女がともに仕事と生活を両立できる環境づくり	20	ワーク・ライフ・バランスを考えた福利制度を導入している中小企業の割合	49.3% (平成20年度)	75.0%
		21	ワーク・ライフ・バランスという言葉の意味と内容を知っている、聞いたことがある市民の割合	30.2% (平成21年度)	50.0%
		22	育児・介護休業法という言葉の意味と内容を知っている市民の割合	49.0% (平成21年度)	81.1%
		23	男性が育児・介護休業を取得することに理解を示す男性の割合	88.2% (平成21年度)	100%
		24	育児休業及び部分休業の対象となる市役所男性職員がいずれかの休業制度を利用する割合	2.0% (平成20年度)	10.0% (平成26年度)
11	多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の社会的支援の充実	25	子どもを生きやすい環境であると感じている市民の割合 【指標No37に再掲】	56.1% (平成22年度)	60.2%
		26	子どもを育てやすい環境であると感じている市民の割合	51.1% (平成22年度)	68.4%
		27	子どもを必要なときに預けられる場(人・場所)がある市民の割合	72.2% (平成22年度)	75.1%
		28	介護サービス利用者の満足度	68.8% (平成20年度)	75.0%

	施策の方向	No.	指標項目	基準値 (年度)	目標値 (平成31年度)
12	地域における男女共同参画の促進	29	地域活動への参加率 (自治会をはじめとする地域のまちづくり活動)	32.8% (平成22年度)	37.4%
		30	市民活動への参加率 (NPOなどの活動)	14.2% (平成22年度)	16.1%
		31	地域社会において、男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合	41.1% (平成21年度)	50.0%
13	誰もがいきいきと暮らせる環境の整備	32	健康と感じている高齢者の割合	78.4% (平成22年度)	80.3%
		33	障害福祉サービスなどに満足している市民の割合	54.9% (平成20年度)	66.7%
		34	社会貢献活動を行う高齢者の割合	26.5% (平成22年度)	33.0% (平成26年度)

基本方針V 【生涯を通じた健康支援と性に関する理解】

	施策の方向	No.	指標項目	基準値 (年度)	目標値 (平成31年度)
14	ライフステージに応じた健康保持増進への支援	35	自分が健康であると感じている市民の割合	73.9% (平成22年度)	80.0%
		36	日常生活で健康づくりに取り組んでいる市民の割合	76.3% (平成22年度)	85.0%
		37	子どもを生きやすい環境であると感じている市民の割合 【指標No25に再掲】	56.1% (平成22年度)	60.2%
		38	スポーツを定期的に行う市民の割合	58.4% (平成22年度)	65.0%
15	性と健康をおびやかす問題への対策の推進	39	性感染症を予防する方法を正確に知っている高校生の割合	30.5% (平成19年度)	100%
		40	薬物乱用の有害性を正確に知っている中・高校生の割合	76.0% (平成19年度)	100%
16	性の理解・尊重のための教育・啓発の推進	41	市立小中学校における「性に関する指導」の授業、講座等の実施率	100% (平成22年度)	毎年 100%
		42	市立小学校4年生以上の子どもがいる家庭への性教育啓発誌の配布率	100% (平成22年度)	毎年 100%
		43	市立中学校の子どもがいる家庭で、性について子どもと話すことのある家庭の割合	53.6% (平成19年度)	80.0%

基本方針Ⅵ

【配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援（さがみはらDV対策プラン）】

施策の方向		No.	指標項目	基準値 (年度)	目標値 (平成31年度)
17	相談及び保護体制の充実	44	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)の認知度	76.1% (平成21年度)	100%
18	自立支援の充実				
19	関係機関や民間団体等との連携・協力	45	DV被害にあった際、相談しなかった市民の割合	64.3% (平成21年度)	33.0%
20	DV根絶に向けた取組の推進	46	DVにかかわる相談場所をどこも知らない市民の割合	38.6% (平成21年度)	20.0%



9 計画の推進について

◆市民参画の促進と推進拠点の充実

① 市民、事業所、NPO、大学等との協働・連携

本計画の効果的な推進を図るためには、行政だけではなく、市、市民、事業者及び教育に携わる者が協力しながら取り組む必要があります。

多様な主体が相互の情報や資源を活用し、それぞれの特性を生かした協働・連携を通じて、男女共同参画の視点に立った施策展開を進めます。

② ソレイユさがみ【相模原市立男女共同参画推進センター】

男女共同参画社会の実現を図るための拠点施設として、講座、講演会等の開催、市民団体の活動支援、相談事業など様々な事業を実施しています。

男女共同参画を取り巻く新たな課題に対応するため、センター機能のより一層の充実を図ります。

◆推進体制の強化

① 相模原市男女共同参画審議会

学識経験者、関係団体代表及び公募市民により構成される組織です。条例第10条に規定する基本計画の策定や男女共同参画の推進に関する重要な事項等について、市長の諮問に応じて調査審議等を行います。審議会の機能の充実を図り、施策の実施状況やあり方等について、意見を求めながら計画をより効果的に推進していきます。

② 相模原市男女共同参画専門員（男女共同参画に関する意見等の申出への対応）

本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、男女共同参画の推進に影響を及ぼす施策等について、市民等からの意見や相談等の申出を受け付け、適切な対応を図るため、市長から委嘱された男女共同参画専門員が必要な調査を行い、必要に応じ助言や是正の要望等を行います。

③ さがみはら男女共同参画推進員

公募市民によって構成され、市長から委嘱されたさがみはら男女共同参画推進員により、本計画に基づく施策を推進します。

④ 男女共同参画推進会議（庁内体制）

本計画の施策を推進していくためには、全庁的な協力体制を築きながら取り組む必要があります。

関係課長級職員により構成される男女共同参画推進会議において、関係局部課間の総合調整を行い、連携の強化を図りながら、計画の考え方を本市のあらゆる施策に反映させ、男女共同参画の施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

⑤ 男女共同参画職場推進員（庁内体制）

市政のあらゆる分野において男女共同参画を推進するための意識を職員全体に浸透させ、本市が策定、実施する施策へ男女共同参画の視点の導入を積極的に図るため、全所属長を男女共同参画職場推進員とします。

◆計画の点検評価の整備

① 指標・数値目標の設定

男女共同参画社会の実現に向けて、本計画をより実効性のあるものとし、施策の推進状況をより明確にするため、基本方針ごとに指標及び数値目標を設定します。

② 進捗状況の点検・評価

本計画に基づく施策の進捗状況を毎年把握し、計画の進行管理を的確に行います。

③ 年次報告の作成と公表

毎年、本計画に掲げた指標の達成状況や男女共同参画施策の実施状況について、報告書を作成し、相模原市男女共同参画審議会から意見・評価等を受けた上で、これを公表します。

男女共同参画

についての
中学生の声を
掲載しています



本計画を策定するにあたり、市立中学校3年生に『あなたが男女共同参画について感じたこと』についてアンケートをとったところ、数多くの意見や感想が寄せられました。この計画の中で、その一部を掲載していますので、ご覧ください。

*掲載ページ
19、26、33、41 ページ

第2次さがみはら男女共同参画プラン 21 推進体制

男女共同参画社会の実現



『第2次さがみはら男女共同参画プラン 21』の推進

施策の実施

点検・評価

年次報告書の
作成・公表

施策へのフィードバック

相模原市

相模原市男女共同参画審議会

諮問・報告等

意見・評価等

事務局（男女共同参画課）

【庁内体制】

男女共同参画推進会議

男女共同参画職場推進員

施策展開・
体制整備等

【ソレイユさがみ】

拠点施設による男女共同参画の推進

【相模原市男女共同参画専門員】

有識者等による男女共同参画施策の
相談・意見受付

【さがみはら男女共同参画推進員】

公募市民による男女共同参画の推進

協働・連携・協力

市民・事業所・NPO・大学等

国・神奈川県・関係機関等

第3章

計画の内容

基本方針

I

男女共同参画への理解促進

施策の方向

- 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革 **重点項目**
- 2 教育・学習の場における男女の人権尊重と男女平等の推進
- 3 男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・提供
- 4 多文化共生と国際理解の促進

現状と課題

「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識は、男女の多様な生き方や選択に制約を与えることとなりやすいものですが、平成14年度と平成21年度の市民意識調査を比較すると、賛成である人の割合はほとんど変わっておらず、さらに反対である人の割合は10%近く減少している、という結果になっています。これは、固定的性別役割分担意識が、根強いも



のであり、長い歳月をかけて形成されたものを解消する難しさを表していると言えます。

また、社会全体での男女の平等感については、「平等である」という回答は、僅か16.3%となっています。(平成21年度同調査)

このような固定的性別役割分担意識、性差別等の意識を変えていくことや、男女が対等なパートナーとして互いにその人権を尊重し、男性も女性もあらゆる場面で個性と能力を発揮できる機会を確保することは、男女共同参画社会の実現に欠かせないものです。

このためには、教育や学習の場において人権尊重や男女平等を推進するとともに、男女共同参画への関心・理解を一層深めるために、様々な機会や媒体を通じた広報・啓発活動を、男性や若年層を含めたあらゆる層に向けて行うことが重要です。さらに男女共同参画は世界共通の課題でもあり、多様な価値観や文化への理解を深め、多文化共生のまちづくりを推進することも、男女共同参画社会の実現には欠かせません。

さがみはら男女共同参画推進条例

男女共同参画の理念（第3条第1、3、4、7号）

男女共同参画は、次に掲げる理念に基づいて推進されなければならない。

- ◆ 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮できる機会が確保されることその他の男女の人権が平等に尊重されること。
- ◆ 社会の制度又は慣行が、性別による固定的な役割分業意識を反映して、男女の活動を制限することのないよう、又は自らの意思による多様な生き方の選択に影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- ◆ 家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる場において、男女平等の意識が浸透し、性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を尊重した教育が行われること。
- ◆ 男女共同参画社会の実現が、国内及び国際社会における様々な取組と密接に関連していることから、それらの取組と協調して行われること。

市の役割（第4条）

- ◆ 市は、男女共同参画の推進を最重要課題の一つとして位置付け、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、実施するとともに、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の視点をもって取り組むものとする。
- ◆ 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国、県その他関係団体と連携を図るとともに、市民、事業者及び教育に携わる者と協働して取り組むものとする。

教育に携わる者の役割（第7条）

- ◆ 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、男女共同参画を推進する上での教育の果たす役割の重要性を認識し、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うように努めなければならない。

公衆に表示する情報における配慮（第9条）

- ◆ 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分業を助長する表現その他の男女共同参画の推進を阻害する表現を行わないように努めなければならない。

啓発活動等（第12条）

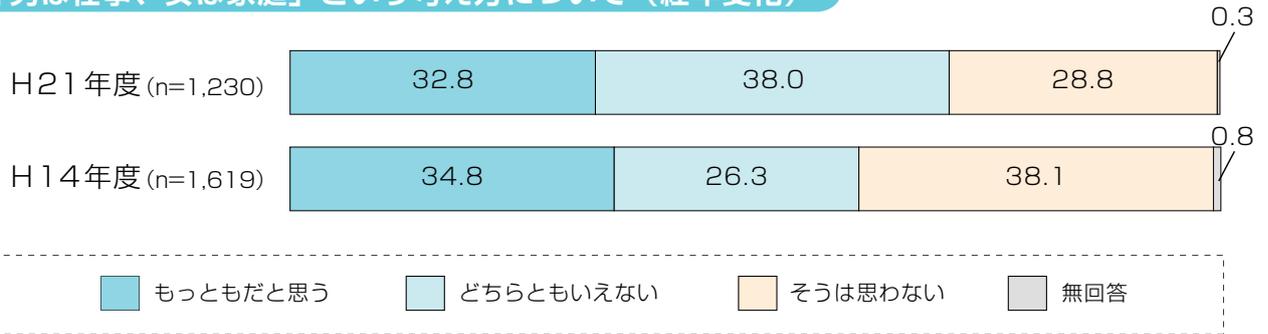
- ◆ 市は、男女共同参画に関する市民、事業者等の関心を高めるとともに、その理解を深めるための啓発活動を行うものとする。
- ◆ 市は、男女共同参画の推進を阻害するおそれのある表現及び情報について、市民が主体的に解釈し、評価できる能力を向上するための学習の場を確保するものとする。
- ◆ 市は、地域、学校、職場その他のあらゆる場において指導的立場にある者に対する男女共同参画に関する研修機会の充実を図るものとする。

調査研究等（第14条）

- ◆ 市は、男女共同参画の推進に必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。



「男は仕事、女は家庭」という考え方について（経年変化）

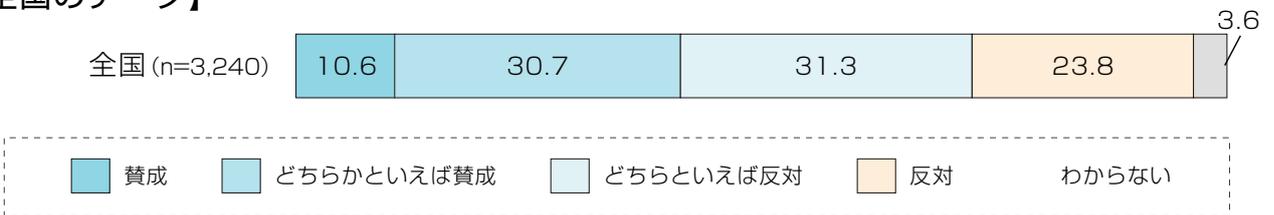


※「賛成」、「どちらかといえば賛成」を合算して『もっともだと思ふ』、「どちらかといえば反対」、「反対」を合算して『そうは思わない』としています。

※図中のnは、回答者数のことをいいます。以下同じ。

資料：相模原市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成21年度)

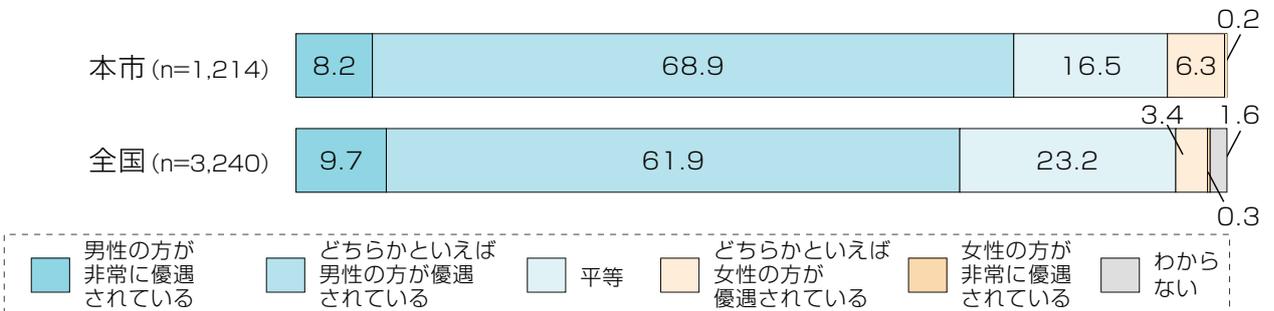
【全国のデータ】



※ 本市調査とは選択肢が異なるため、比較には留意が必要です。

資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成21年)

社会全体での男女の平等感について（全国との比較）



※ 比較のため、本市調査結果を「無回答」を除いた数値に修正しています。(本文中の数値と異なっています。)

資料：相模原市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成21年度)

中学生の声



固定的な性別役割分担意識の解消や、男女共同参画が正しく理解されるよう、様々な機会や媒体、手段を通じて、また男性や若年層を含むあらゆる層に対して普及啓発に努めます。

	施策名	No.	内容	主な所管局
1	男女共同参画の意識形成に向けた広報・啓発の推進	1	●男女共同参画を推進する講演会、講座等の開催 固定的な性別役割分担意識の解消など、男女共同参画の意識啓発につながる研修、講座、学習会等を実施します。	企画市民局
		2	●男女共同参画に関する意識啓発のための情報発信 啓発誌、リーフレット、市ホームページ等、各種広報手段を活用して、男女共同参画の意識啓発のための情報を発信します。	企画市民局
		3	●市職員研修等の充実 市の施策における男女共同参画の視点を充実させるよう、市職員を対象に研修を行い理解を深め、意識啓発を行います。	企画市民局
2	多様な主体と連携した広報・啓発の推進	4	●市民協働による取組の推進 市民との協働による講演会等を実施し、地域に根ざした男女共同参画の普及啓発事業を行います。	企画市民局
		5	●多様な主体との連携 市民、事業所、各種団体等、多様な主体と情報交換、連携することにより、男女共同参画に関する取組を推進します。	企画市民局
3	メディアにおける男女共同参画の推進	6	●人権を尊重した情報発信の推進 人権を尊重した情報発信が行われるよう、メディアにおける男女共同参画の意識啓発を促進します。	企画市民局
		7	●メディア・リテラシーの向上 各種講座や情報安全モラル教育を通じて、メディア・リテラシーの向上に向けた取組を実施します。	企画市民局 教育局
		8	●有害情報からの青少年保護 メディア上における性・暴力表現などの有害情報から、青少年を守るための取組を促進します。	健康福祉局

成果指標

No.	指標項目	基準値(年度)	目標値(平成31年度)
1	社会全体での男女の平等感について、平等だと感じる市民の割合	16.3% (平成21年度)	30.0%
2	「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な市民※の割合	28.8% (平成21年度)	55.0%

※「反対」「どちらかといえば反対」を合算した数値

施策の方向2

教育・学習の場における男女の人権尊重と男女平等の推進

男女共同参画社会を形成する基礎となるのが、教育・学習です。人権尊重を基盤にした男女平等観を形成するため、家庭、学校、地域等において、男女平等教育・学習の充実に努めます。

	施策名	No.	内容	主な所管局
1	教育・学習における男女平等の推進	9	●家庭における男女共同参画意識の醸成 家庭が男女共同参画社会の出発点であることから、男女共同参画意識を醸成する学習機会の充実に努めます。	企画市民局 教育局
		10	●学校教育における男女平等教育の充実 男女共同参画の視点に基づく教育・指導の充実や、性差によらない教育環境の推進に努めます。	教育局
		11	●教育関係者への研修・啓発の充実 教職員等の男女共同参画への理解を深めるため、研修機会の充実に努めます。	教育局
2	多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実	12	●キャリア教育の充実 子どもの頃から男女共同参画の視点に立ち、社会の仕組みを知り、自らの生き方を考えるためのキャリア教育の充実に努めます。【No.46に再掲】	教育局
		13	●多様な学習機会の提供 生涯学習の場において講座、教室などの学習機会を提供し、男女共同参画の啓発・推進に努めます。	企画市民局 教育局
		14	●学習グループへの支援 男女平等教育・学習の推進に向けた市民の自主的な活動への支援に努めます。	企画市民局 教育局
		15	●エンパワーメント支援の充実 女性のエンパワーメントを支援する各種講座、学習機会の充実に努めます。	企画市民局 教育局

成果指標

No.	指標項目	基準値(年度)	目標値(平成31年度)
3	学校教育の場で男女が平等であると思う市民の割合	78.5% (平成21年度)	90.0%



施策の方向3

男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・提供

男女共同参画に関する施策を推進していくために重要な、男女共同参画の状況や市民意識を的確に把握するための調査・研究など、情報の収集・提供に努めます。

	施策名	No.	内容	主な所管局
①	男女共同参画に関する調査・研究	16	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画社会の実現に向けた調査・研究 男女共同参画に関する市民意識などを把握する実態調査・研究を行います。 	企画市民局
		17	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画に関する調査・研究への支援 市民の自主的な活動に基づく調査・研究等に対し、情報提供、助成金の交付等による支援に努めます。 	企画市民局
②	多様な広報媒体による情報収集・提供	18	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報の収集と提供 多様な媒体を通じて、男女共同参画に関する図書等、各種資料の収集と提供に努めます。 	企画市民局

成果指標

No.	指標項目	基準値(年度)	目標値(平成31年度)
4	男女共同参画に関する市民意識調査の実施	—	計画期間内に2回

施策の方向 4 多文化共生と国際理解の促進

男女共同参画は世界共通の課題であり、その国際理解や国際交流を促進するとともに、多様な文化や価値観への理解を深め、全ての市民が暮らしやすい、多文化共生のまちづくりを推進します。

	施策名	No.	内容	主な所管局
①	国際理解・交流活動の促進	19	●国際理解・国際交流の推進 国際理解や外国籍の人への理解を深めるため、講座の開催や海外との連携・交流に努めます。	総務局 企画市民局
		20	●情報の収集と提供 国際理解や多文化共生を促進するための情報収集や情報提供に努めます。	総務局 企画市民局
②	国際教育の推進	21	●国際理解のための教育の推進 外国や異文化を理解し、異文化を持つ人々と協調できる能力の育成に努めます。	教育局
		22	●母語及び日本語の習熟の支援 外国人児童生徒に対する母語及び日本語の習熟に関する支援の充実に努めます。	教育局
③	外国人が安心して暮らせるための環境整備	23	●相談体制や情報提供の充実 言葉や生活習慣の異なる環境で生活する外国人のための相談事業や、外国語による情報提供等の充実に努めます。 【No.87 に再掲】	総務局 企画市民局 健康福祉局
		24	●学習機会の提供 日本の文化、風習等について学ぶ機会や情報の提供に努めます。	総務局

成果指標

No.	指標項目	基準値(年度)	目標値(平成31年度)
5	多文化理解を深めるために実施する事業の参加者数	3,310人 (平成21年度)	4,200人
6	日常生活の中で市民と外国人市民が交流している割合	11.1% (平成22年度)	16.2%



基本方針 II

政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

施策の方向

- 5 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 **重点項目**
- 6 事業所、地域、団体等における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 **重点項目**
- 7 女性の人材育成への支援

現状と課題

活力ある豊かな社会を築くためには、多様な人材の能力を活用していくとともに、新たな発想や視点を取り入れていくことが求められますが、そのためには女性の参画をあらゆる分野の政策・方針決定過程において進めていくことが重要です。

国においては、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占め

る割合が、少なくとも30%程度」という目標を設定し、取組を進めていますが、我が国における女性の参画は、十分といえる状況ではありません。

本市の政策・方針決定過程における女性の参画状況をみても、市審議会等委員の女性の割合は27.8%（平成22年度）、市管理職（課長級以上）における女性職員の割合は10.3%（平成23年度）と低く、まずは市が率先して女性の参画を拡大する施策の推進に努めなければなりません。

そして、政策・方針決定過程の場は市だけでなく、事業所、各種団体、地域活動の場など、あらゆる分野において存在します。男女がともに個性と能力を発揮できる社会の重要性を啓発するとともに、男女の格差を解消する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等の情報提供、学習・研修機会の提供等による女性の能力発揮や人材育成支援などにより、女性の参画拡大につながる施策を推進していくことが重要です。



さがみはら男女共同参画推進条例

男女共同参画の理念（第3条第2号）

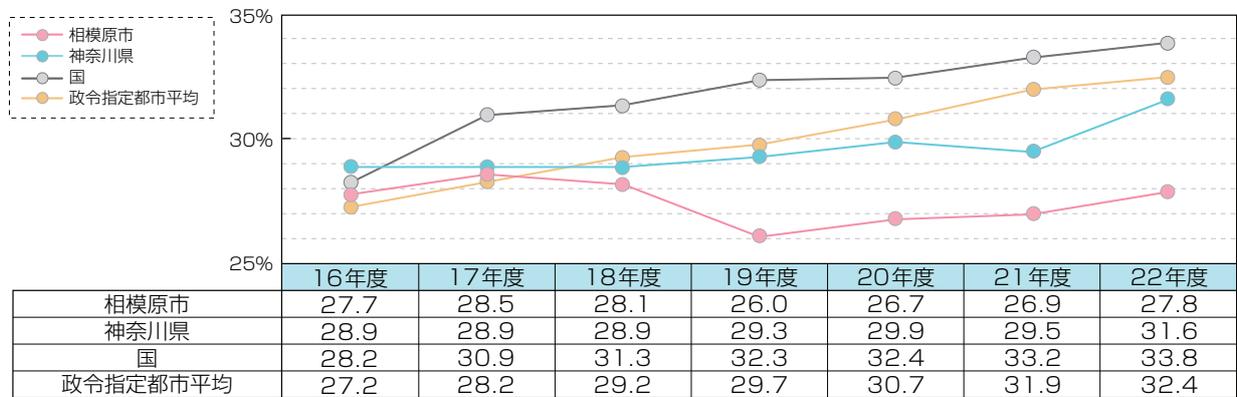
男女共同参画は、次に掲げる理念に基づいて推進されなければならない。

- ◆ 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

審議会等の委員の構成（第18条）

- ◆ 市は、市が設置する審議会等の委員の委嘱等を行うときは、男女いずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならないように努めなければならない。

審議会等における女性委員の登用率の推移



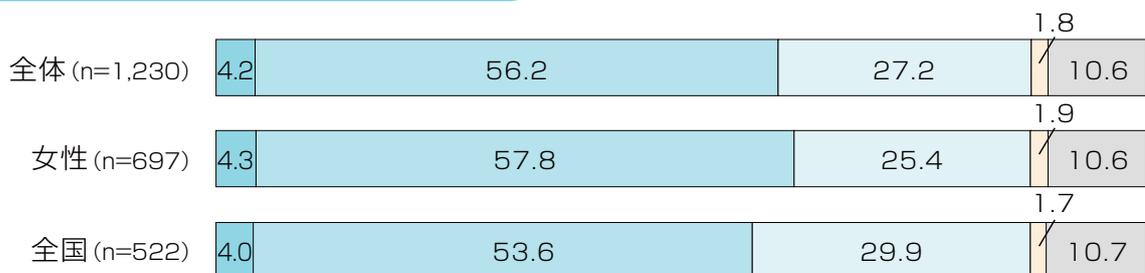
資料：相模原市調べ 国、県、政令指定都市は内閣府調べ

市の公職等における女性の参画状況

	総数(人)	女性の人数(人)	女性の割合(%)
市議会議員	49	8	16.3
市審議会等委員	2,308	641	27.8
市職員の管理職(課長級以上)	662	68	10.3
市立小中学校教員の管理職(校長・教頭)	218	53	24.3

※「市審議会等委員」は平成22年度、それ以外は平成23年度の数値 資料：相模原市調べ

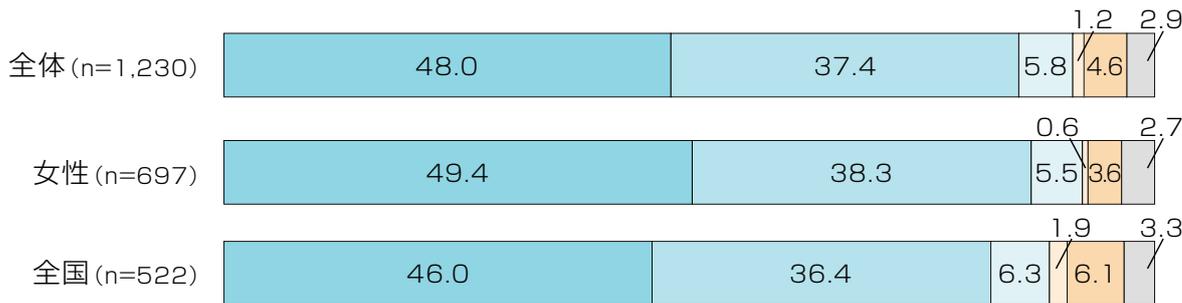
政策決定の場における女性の参画について



■ 女性が男性を上回ってほしい ■ 男女半々になってほしい ■ 今のままでよい ■ 今より女性が少なくてよい ■ 無回答

資料：相模原市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成21年度)

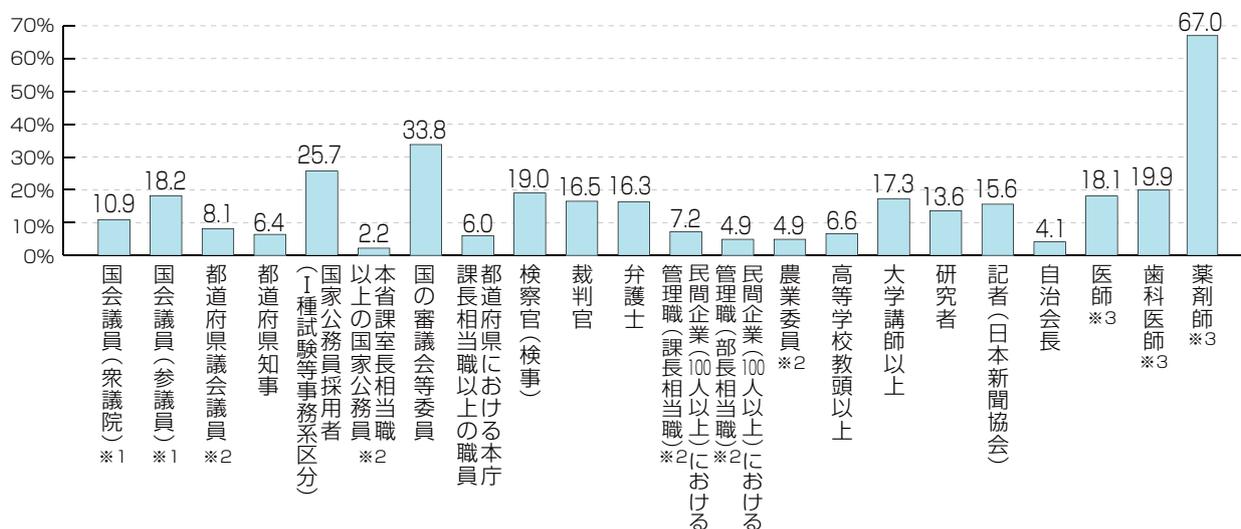
女性の新たな分野への進出(女性の活躍の場を設けること)について



■ 賛成
 ■ どちらかといえば賛成
 ■ どちらかといえば反対
 ■ 反対
 ■ その他
 ■ 無回答

資料：相模原市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成21年度)

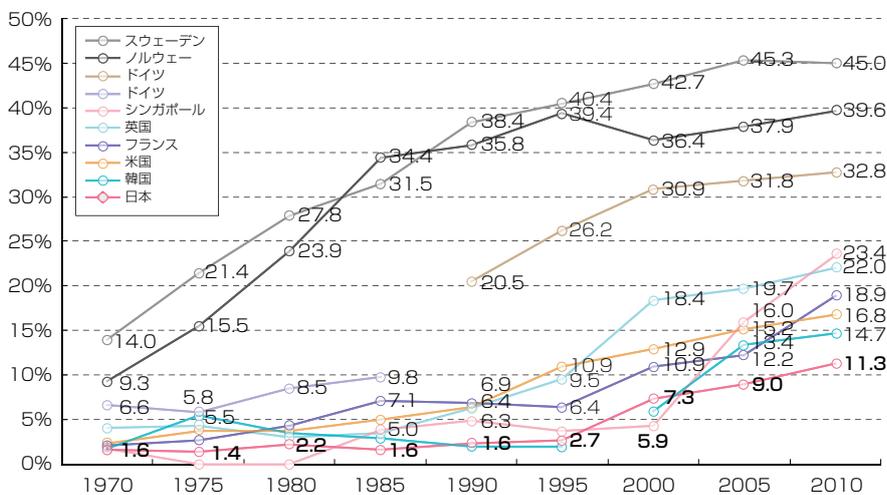
各分野における「指導的地位」に女性が占める割合



(備考)原則として平成22年のデータ。ただし※1は平成23年、※2は平成21年、※3は平成20年のデータ。

資料：内閣府「男女共同参画白書」(平成23年度版)

日本と諸外国の国会議員に占める女性割合の推移



(備考)1列国議会同盟資料より作成。2下院又は一院制における女性議員割合。3ドイツは1985年までは、西ドイツの数字。

資料：内閣府「男女共同参画白書」(平成23年度版)

中学生の声

男女平等ってというのは、いいことだなんて思いました。特に、会社とかでは男性だけの会議だけでは、女性目線の意見が取り入れられるのは、難しいと思うから、女性もどんどん会議に参加するべきだと思いました。



施策の方向5

市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 **重点項目**

市の政策決定の場は、市民生活に大きく影響するものであることから、その場に男女が平等に参画していることは、大変重要なことです。このため、市審議会等や市職員の管理職等における女性の登用を積極的に推進します。

	施策名	No.	内容	主な所管局
1	審議会等への女性の積極的登用	25	●審議会等への女性の登用の促進 女性の意見を市政により反映させるため、審議会等の設置・改選時における協議等により、女性の積極的な登用に努めます。	企画市民局
		26	●女性が参画しやすい環境の推進 女性委員の登用を促進するため、審議会等の開催時における保育や日時へ配慮など、環境の整備に努めます。	企画市民局
2	女性の管理職等への登用推進	27	●女性職員の職域拡大と管理職等への登用 研修の充実や積極的改善措置の推進により、女性職員の管理職等への登用の促進に努めます。	総務局
		28	●女性教員の校長・教頭への登用 研修の充実や積極的改善措置の推進により、女性教員の校長・教頭への登用の促進に努めます。	教育局
		29	●女性のキャリア形成への支援 ワーク・ライフ・バランスの推進や、女性が働く上での相談体制を整備することなどにより、女性のキャリア形成の支援に努めます。	総務局 教育局

成果指標

No.	指標項目	基準値(年度)	目標値(平成31年度)
7	審議会等における女性委員の登用率	27.8% (平成22年度)	40.0%
8	市職員における管理職(課長級以上)に占める女性の比率	10.3% (平成23年度)	15.0%
9	市立小中学校における校長・教頭に占める女性の比率	24.3% (平成23年度)	30.0%

施策の方向6

事業所、地域、団体等における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 **重点項目**

男女が個性と能力を発揮し、ともに責任を担う社会とするためには、あらゆる分野における女性の参画が必要です。事業所、地域活動等、様々な政策・方針決定過程の場へ女性の参画が進むよう、意識啓発、研修・学習支援等に取り組みます。

	施策名	No.	内容	主な所管局
①	事業所、地域、団体等における女性の積極的登用の促進	30	●事業所等における女性登用の促進 市の入札制度における優遇措置等により、民間事業所等における女性の能力発揮、職域拡大等を促進するために、調査・検討を進めます。	企画市民局
		31	●積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進 積極的改善措置の推進について、その普及を促進するよう、情報提供に努めます。	企画市民局 環境経済局
		32	●地域、団体等における女性参画の促進 自治会、PTA等、地域・社会活動において、積極的な女性の登用を促進するよう、働きかけを行います。	企画市民局 教育局
②	能力開発のための研修機会等の拡充支援	33	●研修機会等の拡充支援 女性の参画拡大のための、能力開発に係る研修機会等の提供・支援に努めます。	企画市民局

成果指標

No.	指標項目	基準値(年度)	目標値(平成31年度)
10	事業所における女性管理職の割合	9.8% (平成20年度)	15.0%
11	市立小中学校PTAにおける女性の会長の割合	30.8% (平成23年度)	基準値を上回る
12	自治会における女性の会長の割合	4.4% (平成23年度)	10.0%
13	まちづくり会議における女性委員の割合	21.0% (平成23年度)	40.0%

施策の方向7

女性の人材育成への支援

あらゆる分野における政策・方針決定過程へ女性の参画を促進するためには、女性のエンパワーメントが不可欠です。そのため、指導者・後継者の育成や、エンパワーメントを支援する学習機会、関連情報の充実に努めます。

	施策名	No.	内容	主な所管局
①	指導的役割を担う女性の人材育成	34	●エンパワーメント支援の充実 あらゆる分野への女性の参画を促進するため、女性のエンパワーメントを支援する各種講座、学習機会の充実に努めます。	企画市民局
		35	●指導者・後継者の育成 地域活動や市民活動における女性リーダー及びその後継者を育成・支援する講座等の充実に努めます。	企画市民局 教育局
		36	●女性団体等の育成・支援 女性のエンパワーメントを促進するため、女性団体等の育成・支援に努めます。	企画市民局
		37	●女性団体等の連携・ネットワークの充実 ソレイユさがみ登録団体の連携や、そのネットワークの活用に努めます。	企画市民局
②	男女共同参画の実現を目指す人材の発掘・登用	38	●女性人材情報の整備・提供 各分野における女性の人材情報を把握・整備し、その充実と情報提供に努めます。	企画市民局 教育局

成果指標

No.	指標項目	基準値(年度)	目標値(平成31年度)
14	人材育成講座等※の開催回数	36回 (平成22年度)	基準値を上回る

※ソレイユさがみの事業体系①[自己開発事業]と③[女性の就労・継続支援事業]に基づき実施した講座



基本方針 Ⅲ

男女がともに働きやすい環境づくり

施策の方向

8 雇用における男女平等な機会と待遇の確保の促進

9 能力発揮促進のための支援 **重点項目**

現状と課題

就業は、人々の生活の経済的基盤となるとともに、働くことによって得られる達成感、生きがいや自己実現につながります。男女がともに働きやすい環境づくりは、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現にとって、非常に重要な分野です。

働きたい人が、性別にとらわれることなく、職業生活を営むことができるよう雇用環境を整備することが重要です。

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法が改正されるなど、制度面の整備が進められ、雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保や男

女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境などが徐々に整備されてきました。

しかしながら、本市が平成 21 年度に実施した「男女共同参画に関する事業所調査」では、約半数の事業所は、女性の正規従業員者数の割合が 2 割に満たない状況です。また、労働者全体を平均して見た時の男女間賃金格差は依然として大きいなど、労働分野において実質的な男女平等な雇用環境が整備されているとは言えない状況です。平成 21 年度に実施した市民意識調査においても、職場では 7 割を超える人が「男性優遇」、「どちらかといえば男性優遇」と答えており、「平等」と思っている人は 2 割未満にとどまる結果となっています。

これらの状況を改善し、男女が平等で、いきいきと働くことができる職場づくりを進めていくためには、制度のみならず実質的にも均等な機会と待遇の確保を図るための事業所への働きかけや働く男女への啓発を一層行っていく必要があります。

また、女性の就業や就業継続のための支援、子育て、介護等で一旦仕事を中断した女性が再就業、起業等に向けてチャレンジできるよう情報提供や学習機会の提供などを行うことも必要です。



さがみはら男女共同参画推進条例

事業者の役割（第6条）

- ◆ 事業者は、その事業活動において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、就労者が職業生活における活動と子育て、介護等の家庭生活における活動とを両立できるような職場環境づくりに努めなければならない。
- ◆ 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。
- ◆ 事業者は、男女の就業状況その他の男女共同参画の取組状況について、市の求めに応じて報告するように努めなければならない。

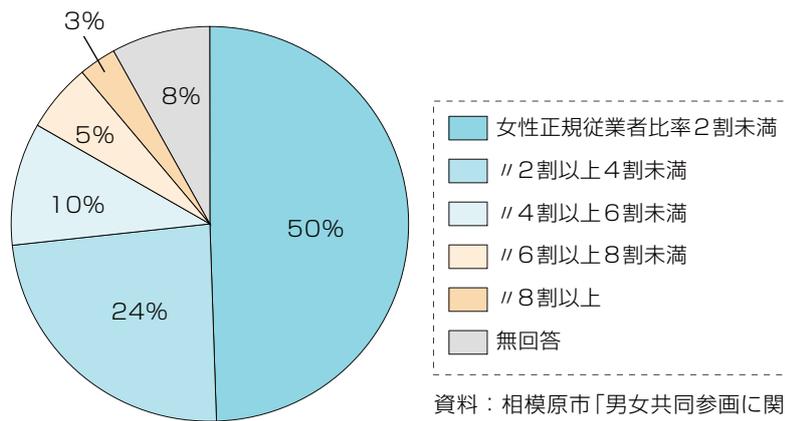
女性従業員が能力を発揮し、働き続けられる職場づくりのための取組について

女性の募集、採用を積極的に行っている	37.8	15.9	15.2	19.3	11.8
性別にかかわらず、個人の能力や適性に応じて活用を図っている	54.7		16.2	15.2	6.4 7.4
あらゆる内容の業務に女性を配置転換し、幅広いキャリアを積ませている	23.6	18.9	18.2	30.1	9.1
女性従業員が提案できる制度を設けている	40.9		21.3	12.8	15.9 9.1
女性が少ない職場・職種への女性従業員の配置や、意欲と能力がある女性を積極的に登用している	28.7	24.0	17.9	20.3	9.1
積極的に女性の管理職を増やしている	15.9	24.0	18.2	32.8	9.1
男性職員の意識啓発の研修を行い、職場内の意識改革を図っている	20.9	28.4	15.5	26.0	9.1
業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を性別に関係なく実施している	50.0		17.9	12.8	10.8 8.4
仕事と子育ての両立ができる制度を充実させている	37.8	19.3	17.9	16.9	8.1
女性従業員の要望や相談などを受ける制度を設けている	26.7	30.7	11.8	20.3	10.5
性別により評価することがないよう、人事考課基準を明確に定めている	43.2		18.2	13.2	15.9 9.5
女性活用に関するセミナー等に出席し、情報収集を図っている	12.5	28.4	17.2	31.1	10.8
女性の活用に関する担当部局・担当者を設けるなど、事業所内での推進体制を整備している	9.8	23.0	14.9	42.2	10.1
体力面での個人差を補う器具や設備等を設置する等、働きやすい職場環境づくりを行っている	15.9	23.0	13.9	37.2	10.1

現在取り組んでいる
 現在取り組んでいないが今後取り組んでいく予定
 取り組む必要性を感じているが、うまくいかない
 取り組む考えはない
 無回答

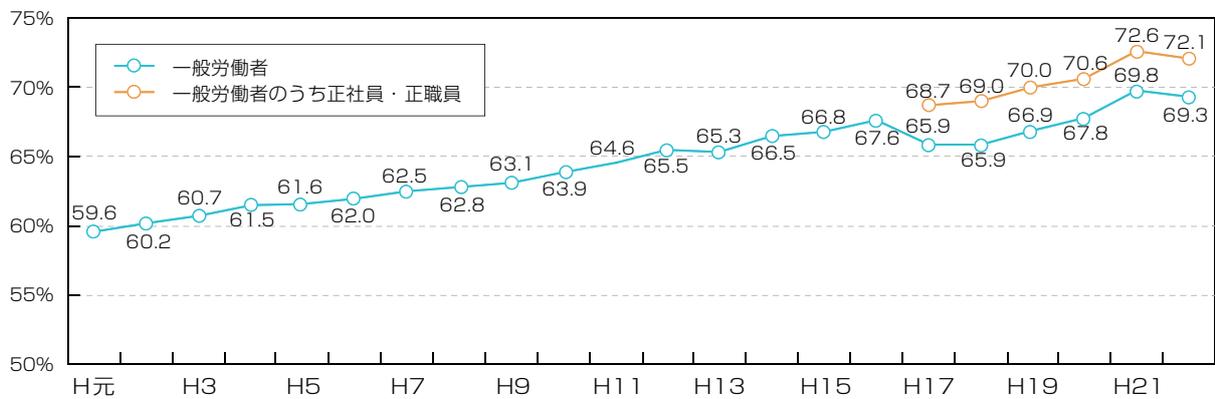
資料：相模原市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成21年度）

本市における女性の正規従業者数の比率



資料：相模原市「男女共同参画に関する事業所調査」(平成21年度)

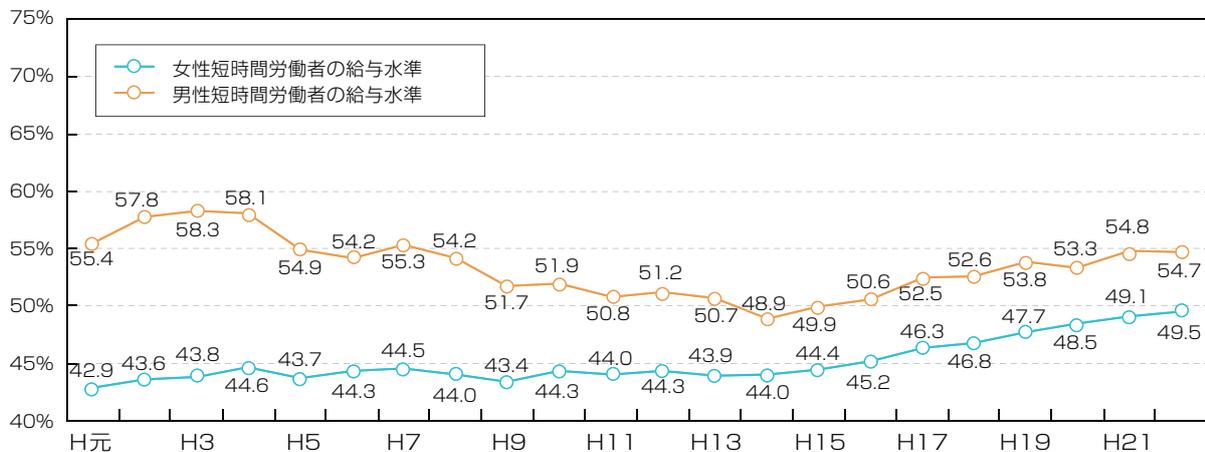
男女間所定内給与格差の推移【男性の所定内給与額＝100】(全国)



(備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。2. 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。3. 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。4. 「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいう。5. 所定内給与額の男女間格差は、男性の所定内給与額を100とした場合の女性の所定内給与額を算出している。

資料：内閣府「男女共同参画白書」(平成23年度版)

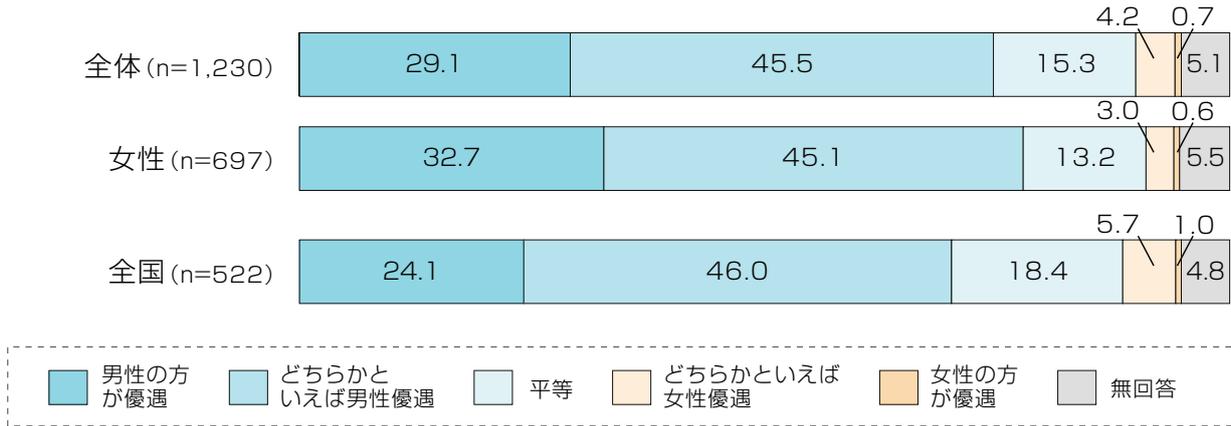
労働者の1時間当たり平均所定内給与格差の推移【男性一般労働者＝100】(全国)



(備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。2. 男性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額を100として、各区分の1時間当たり平均所定内給与額の水準を算出したものである。

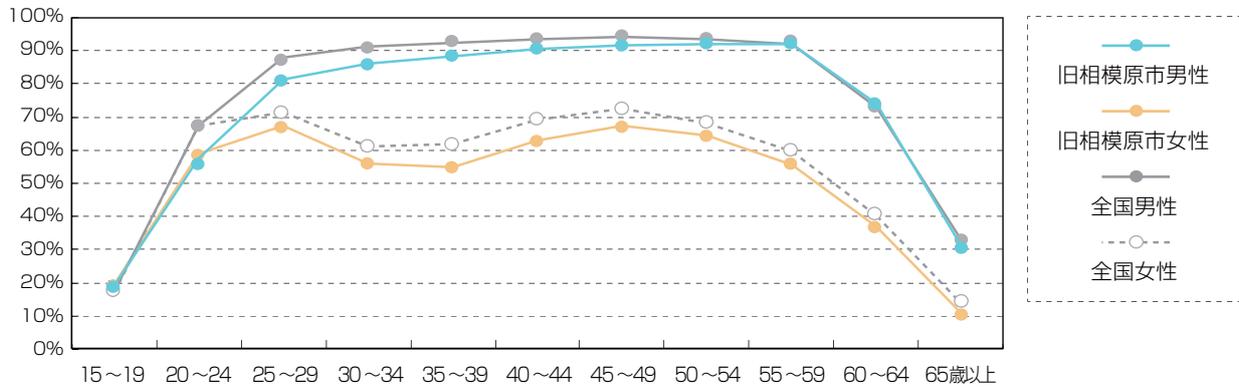
資料：内閣府「男女共同参画白書」(平成23年度版)

職場環境における男女の平等感について



資料：相模原市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成21年度)

男女別労働力率について (相模原市・全国)



資料：国勢調査(平成17年)

中学生の声

今、学校での男女の差別は感じないけど、職場で働くようになって、男だから、女だからという理由で十分に働けない社会を見てしまうのは悲しいです。男の人は女性に対する偏見をなくし、女の人は女性だからと諦めないで、自信を持って働いてほしいと思います。

男性や女性とか関係なく、人には人のあっている仕事があると思った。男性の仕事だとか女性の仕事だ、みたいに思われていることは関係なく、自分がやってみたい仕事など、個人の能力を生かせる仕事につけたらいいと思う。

今では男性しかできない事、女性しかできないことはほとんど無いと思うので、もっともっと男女が平等に見られる社会を作ってほしいと思う。また、女性が男性より給料が少ないのは差別だと思う。なぜ、女性だからといって給料が低いのか分からない。ここからもやはり女性が男性より下に見られることが分かるので、男性女性にかかわらず、同じだけ働いたら同じだけ給料を与えるべきだし、はやく男女の格差をぬぐうべきだと思う。



施策の
方向 8

雇用における男女平等な機会と待遇の確保の促進

男女が安心して働ける職場環境づくりに向けて、心身の健康が保てるよう支援するとともに、男女雇用機会均等法など労働に関する法律等の周知、セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発、男女間の格差是正に積極的に取り組むための動機付け等を行います。

また、将来を担う若者や女性の自立に向け、それぞれの立場に応じた支援を行うとともに、子どもたちの仕事観や職業意識を育む取組を推進します。

	施策名	No.	内容	主な所管局
①	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進	39	<p>●職場における男女共同参画の促進</p> <p>労働者や雇用主に対して労働関係法令の周知・意識啓発を行い、男女が対等なパートナーとして働くことができ、育児や介護を担う労働者が働きやすい職場環境の整備を促進します。</p>	企画市民局 環境経済局
		40	<p>●職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント防止の啓発</p> <p>事業所等の積極的な取組を支援するため、情報提供や相談体制の充実を図ります。</p>	企画市民局
		41	<p>●労働実態調査の実施</p> <p>事業所等における労働環境の改善に向けた支援策を検討するため、働く男女の実態調査を行います。</p>	企画市民局 環境経済局
②	格差是正措置の具現化に向けた取組の促進	42	<p>●積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の普及促進</p> <p>女性の能力が十分に発揮できるようにするため、ポジティブ・アクションの導入の啓発や情報提供を行います。</p>	企画市民局 環境経済局
		43	<p>●男女共同参画推進事業所等の優遇措置</p> <p>事業所の自主的な取組を促進するため、市の入札参加資格審査において、男女共同参画の取組状況を基にした加点制度導入に向けて、調査・検討を進めます。</p>	企画市民局
③	労働相談の充実	44	<p>●相談体制の充実</p> <p>関係機関と連携し、労働問題の解決のための援助や相談体制の充実を図るとともに、メンター制度の導入に向けた啓発を促進します。</p>	企画市民局 環境経済局
④	若年者等就職支援とキャリア教育の充実	45	<p>●若年者等への就業支援</p> <p>若年者、女性などを対象に、市内企業の就職情報の提供、カウンセリング（就職活動の相談）、就職支援セミナー、職業紹介等を実施します。</p>	企画市民局 環境経済局
		46	<p>●キャリア教育の充実</p> <p>子どもの頃から男女共同参画の視点に立ち、社会の仕組みを知り、自らの生き方を考えるためのキャリア教育の充実に努めます。【No.12 に再掲】</p>	教育局

	施策名	No.	内容	主な所管局
5	働く男女の健康管理の推進	47	●働く人の健康づくりへの支援 健康保持への自覚や認識を高め、健康づくりや適切な健康管理ができるようになるため、学習機会の提供や健康相談への支援を行います。	健康福祉局 環境経済局
		48	●働く女性の健康管理に関する情報提供 労働基準法や男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理について周知・啓発を図ります。	企画市民局 健康福祉局 環境経済局

成果指標

No.	指標項目	基準値(年度)	目標値(平成31年度)
15	職場において、男女の地位が平等に感じていると認める市民の割合	15.3% (平成21年度)	30.0%
16	セクシュアル・ハラスメントを自分が直接経験したことがある市民の割合	13.3% (平成21年度)	0%
17	ポジティブ・アクションに取り組む事業所数の割合	15.9% (平成21年度)	40.0%

施策の
方向 9

能力発揮促進のための支援 **重点項目**

女性の経済的・社会的な自立に向けて、男女平等の視点に立った職業観や就業意識を高めるとともに、就業や就業継続に向けた学習機会及び情報の提供などを行います。また、子育て、介護等で離職した女性の再就職へのチャレンジを支援するための取組を進めます。

	施策名	No.	内容	主な所管局
1	女性の就業継続のための環境整備	49	● キャリア形成・キャリアアップを支援する講座等の開催 職業能力の開発・向上のための講座等の開催及び情報提供を行います。	企画市民局
2	女性の就業・再就職の支援	50	● 適切な職業選択を促すための意識啓発 適性と能力に応じた職業や就職先を幅広く選択できるように、女性の職業意識向上のための啓発を図ります。	企画市民局 環境経済局 教育局
		51	● 就業支援のための講座等の開催 就業機会の拡大を図る講座や求職者の就職活動の支援を目的としたセミナー等を開催し、女性のチャレンジを支援します。	企画市民局 環境経済局
		52	● 再就職支援のための講座等の開催 結婚、出産、育児、介護等で仕事を離れ、その後再就職を希望する女性に対し、学習機会の提供や活動の支援を行います。	企画市民局 環境経済局
		53	● 情報提供・相談の充実 インターネット等を活用した情報提供、就業相談・職業紹介などによる支援を行います。	企画市民局 環境経済局
3	多様な働き方への支援	54	● 女性の起業への支援 女性の起業を支援するため、必要な知識や手法に関する情報や学習機会を提供するとともに、相談の充実を図ります。	企画市民局 環境経済局
		55	● 多様な働き方についての情報提供や相談の充実、学習機会の提供 短時間正社員制度、テレワーク、在宅就業などの多様な働き方についての情報を提供し、相談の充実を図るとともに、必要な知識・技術が習得できる講座等を開催します。	企画市民局 環境経済局
		56	● パートタイム労働法^{*1}、労働者派遣法^{*2}等の普及・啓発の促進 関係機関と連携を図りながら、パートタイム労働者、派遣労働者など多様な就業形態について、関係法令や制度の周知を図ります。	企画市民局 環境経済局

※ 1 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律

※ 2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律

成果指標

No.	指標項目	基準値(年度)	目標値(平成31年度)
18	30歳代女性の労働力率 (①30～34歳 ②35～39歳)	①56.2%(国：61.6%) (平成17年度) ②55.2%(国：62.3%) (平成17年度)	全国平均を上回る (平成27年度)
19	30歳代有配偶者女性の労働力率 (①30～34歳 ②35～39歳)	①42.0%(国：48.2%) (平成17年度) ②47.9%(国：54.6%) (平成17年度)	全国平均を上回る (平成27年度)



施策の方向

10 男女がともに仕事と生活を両立できる環境づくり **重点項目**

11 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の社会的支援の充実

12 地域における男女共同参画の促進 **重点項目**

13 誰もがいきいきと暮らせる環境の整備

現状と課題

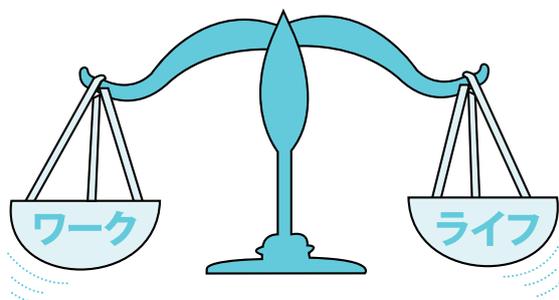
少子高齢化が進行し、家族形態、就労形態が多様化する中で、男女がともに社会のあらゆる分野の活動に参画し、豊かで活力ある社会をつくっていくためには、男女がともに人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自らの希望に沿った形でバランスを取ることが必要です。

しかしながら、本市では男性の約5人に1人

は週60時間以上働いており、家事、育児、介護などの家庭責任の大半を女性が担っているのが現状です。市民意識調査からも、現実には仕事と家庭・地域生活の両立は難しい状況が明らかになりました。

こうした現状を解決し、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、労働時間の短縮の促進や育児・介護休業制度の普及・取得の促進などに努める必要があります。特に、男性の家庭と仕事の両立支援のために、男性を対象とした育児、介護等に関する学習の機会や情報を提供し、家庭や仕事における役割を固定化させないような取組を推進していくことが重要であり、そのために、事業所の主体的な取組の支援を行います。

また、誰もが安心して働き続けるために、子育てや介護を社会で支える体制を一層充実させるとともに、活力ある地域社会づくりに向けて、男女がともに地域社会に参画できる環境を整備すること、高齢者、障害者などの生活の安定・自立を支援し、安心して暮らせるための環境づくりが必要です。



さがみはら男女共同参画推進条例

男女共同参画の理念（第3条第5号）

男女共同参画は、次に掲げる理念に基づいて推進されなければならない。

- ◆ 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護等の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすること。

市民の役割（第5条）

- ◆ 市民は、男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる場において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むように努めなければならない。
- ◆ 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。
- ◆ 市民は、次代を担う子どもたちの男女平等を推進する教育に関し、自ら積極的に参画するように努めなければならない。

家庭生活、地域生活及び職業生活への参画支援（第11条）

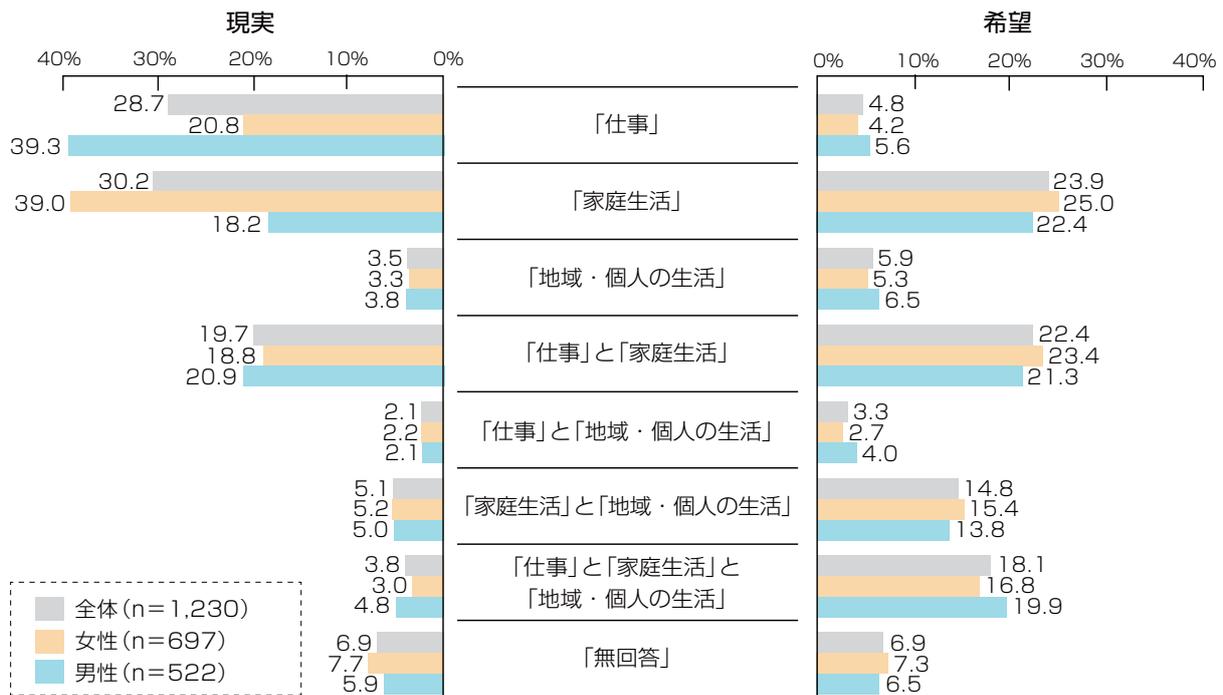
- ◆ 市は、市民、事業者等との協働により、家族を構成する男女が相互に協力し、自らの意思によって家庭生活、地域生活及び職業生活のそれぞれの活動に参画できるように必要な支援を行うものとする。

民間の団体に対する支援及び協力（第15条）

- ◆ 市は、民間の団体が男女共同参画の推進に関して行う諸活動に対し、必要な支援及び協力を行うものとする。

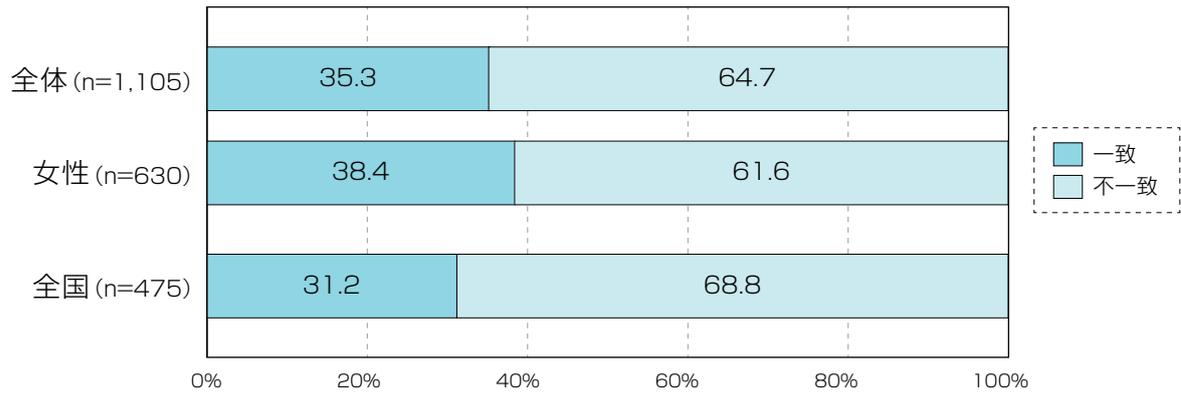
生活に関する現実と希望について

「現実（現状）」では何を優先していますか。また、「希望」では何を優先したいですか。



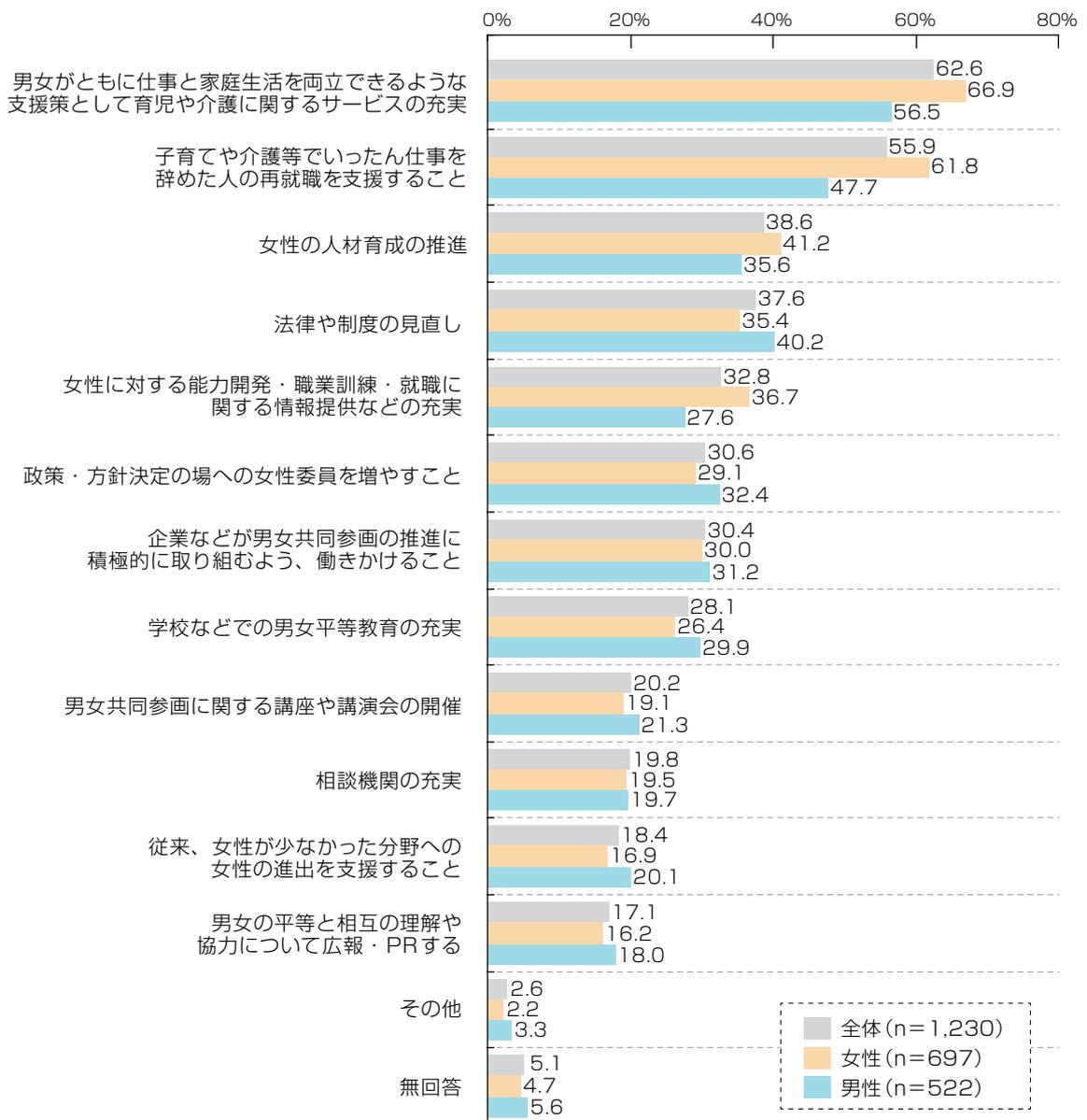
資料：相模原市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成21年度）

「仕事」、「家庭生活」、「地域個人の生活」の優先度について、現実と希望の一致・不一致



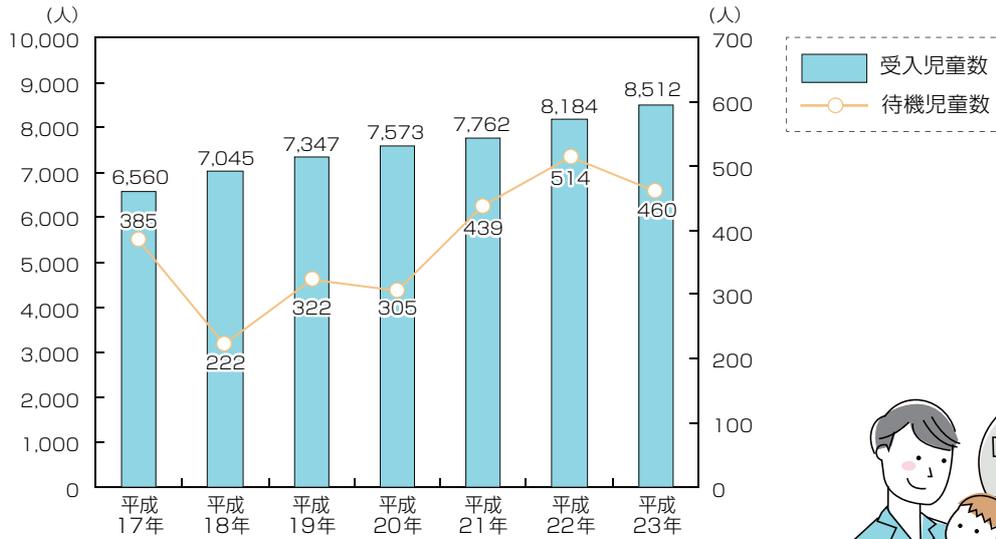
資料：相模原市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成21年度)データを再集計したもの

男女共同参画社会の実現のために行政に望むことについて



資料：相模原市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成21年度)

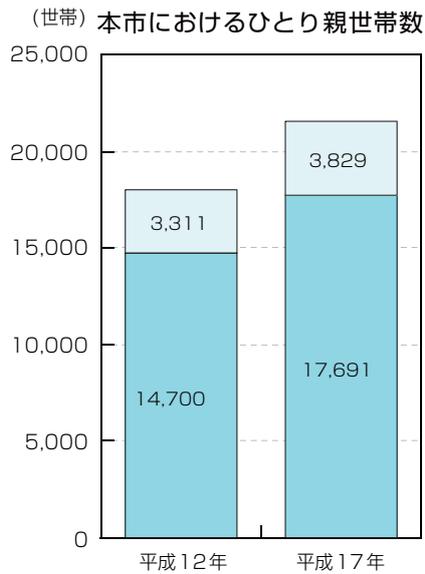
本市における待機児童数と保育所の受入児童数の推移



資料：相模原市調べ

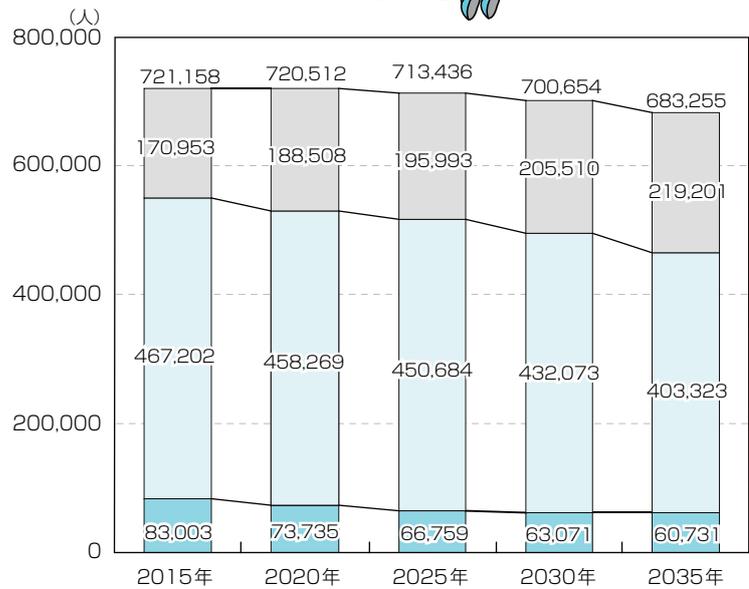


本市におけるひとり親世帯数



資料：国勢調査

本市の人口予測



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」(平成20年12月推計)

中学生の声



出産をしても再び社会復帰をし、男性と同じ様に働けるようなそんな社会になればいいと思いました。ただ復帰するのではなく周りもきちんと理解を深め平等に働ける、それが当たり前になればいいです。

男女がともに仕事と生活を両立し、バランスのとれた生活を送ることができるよう、事業所や働く男女に対して情報提供や意識啓発を行い、とりわけ男性の家庭への関わり合いに対する理解を深め、積極的な家庭参画を促進する取組を進めます。

ワーク・ライフ・バランス推進に関する事業所の主体的な取組を支援するとともに、事業所としての市役所におけるワーク・ライフ・バランスを積極的に推進します。

	施策名	No.	内 容	主な所管局
①	仕事と生活の 両立のための 意識啓発	57	<p>●ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発</p> <p>仕事と家庭の両立支援を積極的に取り組んでいる企業を表彰し、情報誌等で取組事例の紹介を行います。また、仕事と生活の両立を図るため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講座等の開催及び情報提供を行います。</p>	企画市民局 環境経済局
		58	<p>●男性の育児・介護休業制度等の利用促進のための啓発</p> <p>男性が家庭生活に参画するため、男性に対する育児・介護休業制度等の利用の働きかけやライフステージにあわせた働き方への意識啓発を行います。</p>	企画市民局 環境経済局
		59	<p>●男性が参加しやすい家事、育児、介護に関する学習機会や情報の提供</p> <p>男性の家庭生活への参画を促進するため、家事や育児、介護に必要な知識や技術を習得できる講座等を開催します。</p>	企画市民局
②	事業所による 取組の支援	60	<p>●事業所等における研修等の支援</p> <p>育児・介護休業制度等の利用促進に向けて、講師紹介や情報提供など事業所等の研修等への支援を行います。</p>	企画市民局
		61	<p>●男女共同参画推進事業所等の優遇措置</p> <p>事業者の自主的な取組を促進するため、市の入札制度において、男女共同参画の取組状況を基にした優遇措置等の導入に向けて、調査・検討を進めます。</p>	企画市民局
		62	<p>●事業所内保育施設への支援</p> <p>事業所内保育施設における地域の児童受入れのための取組に対する支援を検討します。</p>	健康福祉局
		63	<p>●育児・介護休業中の男女に対する支援</p> <p>育児・介護休業者に対する生活資金融資制度の周知を図ります。また、育児休業中の男女に対し、円滑な職場復帰のための情報提供、講座等を実施します。</p>	企画市民局 環境経済局
③	事業所としての 市役所の取組の 推進	64	<p>●育児・介護休業制度等の利用促進</p> <p>ワーク・ライフ・バランスを推進し、制度の周知と意識啓発を図るとともに、育児・介護休業制度等の取得の促進に向けた取組を行います。</p>	総務局 企画市民局

	施策名	No.	内容	主な所管局
③	事業所としての市役所の取組の推進	65	●労働時間短縮 市職員の労働時間の短縮を図るため、午後7時以降の時間外勤務の原則禁止、ノー残業デーの定時退庁の徹底など時間外勤務の縮減に向けた取組を実施します。	総務局

成果指標

No.	指標項目	基準値(年度)	目標値(平成31年度)
20	ワーク・ライフ・バランスを考えた福利制度を導入している中小企業の割合	49.3% (平成20年度)	75.0%
21	ワーク・ライフ・バランスという言葉の意味と内容を知っている、聞いたことがある市民の割合	30.2% (平成21年度)	50.0%
22	育児・介護休業法という言葉の意味と内容を知っている市民の割合	49.0% (平成21年度)	81.1%
23	男性が育児・介護休業を取得することに理解を示す男性の割合	88.2% (平成21年度)	100%
24	育児休業及び部分休業の対象となる市役所男性職員がいずれかの休業制度を利用する割合	2.0% (平成20年度)	10.0% (平成26年度)



施策の
方向 11

多様なライフスタイルに対応した子育て・介護の社会的支援の充実

多様なニーズに応じた育児サービスの充実や待機児童の解消に向けた保育施設の整備を引き続き行うなど、男女がともに安心して育児ができる環境づくりを進めます。

また、介護に関する意識啓発やサービスの周知と内容の充実を図るとともに、介護を必要とする人が安心して生活でき、負担が特定の人に集中することのないよう、地域で支える取組を推進します。

	施策名	No.	内 容	主な所管局
1	子育て環境の整備・充実	66	<p>●子育てにおける男女共同参画の促進</p> <p>仕事と生活の両立に関する意識啓発を進めるとともに、男性を含めた働き方の見直しや固定的性別役割分担意識の解消を進めるための啓発を行います。</p>	企画市民局
		67	<p>●子育て情報の提供と学習機会の充実</p> <p>冊子、インターネット等を活用した子育てに関する様々な情報提供を行い、男女の子育てへの参画を促進するための講座等を開催します。</p>	企画市民局 健康福祉局 教育局
		68	<p>●子育てに関する相談体制の充実</p> <p>子育てに関する様々な悩みを相談できる体制の充実を図ります。</p>	企画市民局 健康福祉局 教育局
		69	<p>●多様な保育サービスの提供と保育施設等の整備・充実</p> <p>就労の有無にかかわらず、安心して子育てができるよう、利用者のニーズに対応した多様な保育サービスの充実を図るとともに、待機児童の解消に向けて、保育施設等の整備を行います。</p>	健康福祉局
		70	<p>●子育て支援策の充実</p> <p>子育てを社会全体で支えるという考え方に立ち、多様化するニーズに応じた子育て支援サービスの充実を図ります。</p>	企画市民局 健康福祉局
2	介護を支える環境の整備・充実	71	<p>●介護における男女共同参画の促進</p> <p>仕事と生活の両立に関する意識啓発を進めるとともに、男性を含めた働き方の見直しや固定的性別役割分担意識の解消を進めるための啓発を行います。</p>	企画市民局
		72	<p>●介護に関する相談体制と情報提供の充実</p> <p>介護に対する負担感や不安の軽減・解消を図るため、介護に関する相談や情報提供、学習機会の充実を図ります。</p>	企画市民局 健康福祉局
		73	<p>●介護サービスの充実</p> <p>介護を必要とする人やその家族を社会的に支援するため、介護サービスの充実を図ります。</p>	健康福祉局

成果指標

No.	指標項目	基準値(年度)	目標値(平成31年度)
25	子どもを生きやすい環境であると感じている市民の割合【指標No.37に再掲】	56.1% (平成22年度)	60.2%
26	子どもを育てやすい環境であると感じている市民の割合	51.1% (平成22年度)	68.4%
27	子どもを必要なときに預けられる場(人・場所)がある市民の割合	72.2% (平成22年度)	75.1%
28	介護サービス利用者の満足度	68.8% (平成20年度)	75.0%



暮らしやすい活力ある地域社会をつくるために、多様な主体との連携・協働により男女共同参画を推進し、誰もが主体的に地域活動・社会活動へ参画できる環境づくりを進めます。

また、地域の自主的な活動の中心となるリーダーの養成を支援し、組織における女性の登用が促進されるよう働きかけます。

	施策名	No.	内容	主な所管局
1	男女の地域社会への参画促進	74	● 地域社会への男女共同参画の促進 男女共同参画に関する意識啓発や学習機会の提供を行い、地域社会への男女の参画を促進します。	企画市民局 教育局
		75	● 地域における女性の登用促進 自治会、地域活動団体等、地域住民が担う方針決定における過程へ女性の参画を促進します。	企画市民局 教育局
2	男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進	76	● 多様な主体との連携・協働 地域団体、事業所、NPO、大学等多様な主体との連携・協働により男女共同参画を推進します。	企画市民局
		77	● 男女共同参画を推進する団体の支援 情報提供、相談などにより、地域で男女共同参画を推進する団体を支援します。	企画市民局
		78	● 防災、環境などの分野へ男女共同参画の視点が反映されるための環境整備 地域防災、環境などの分野に男女共同参画の視点が反映されるよう働きかけるとともに、情報の提供、活動支援などを行います。	危機管理室 企画市民局 環境経済局 消防局
3	NPO活動・ボランティア活動への参画促進のための環境整備	79	● NPO 活動、ボランティア活動の支援の充実 男女の地域活動への参画を促進するために、NPO 活動やボランティア活動に関する情報・学習機会の提供を行うとともに、相談体制の充実を図ります。	企画市民局 健康福祉局
4	地域リーダーの育成	80	● 地域における人材育成 女性リーダーや地域リーダーの人材育成のために講座、研修等を開催します。	企画市民局 健康福祉局 教育局

成果指標

No.	指標項目	基準値(年度)	目標値(平成31年度)
29	地域活動への参加率 (自治会をはじめとする地域のまちづくり活動)	32.8% (平成22年度)	37.4%
30	市民活動への参加率 (NPOなどの活動)	14.2% (平成22年度)	16.1%
31	地域社会において、男女の地位が平等に感じている市民の割合	41.1% (平成21年度)	50.0%

施策の 方向 13

誰もがいきいきと暮らせる環境の整備

固定的な見方や偏見をなくし、性別をはじめ、年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず、全ての男女が自立して社会参画が促進されるよう支援を行うとともに、家庭や地域で安心して暮らせるための環境づくりを推進します。

	施策名	No.	内容	主な所管局
①	高齢者や障害者の生活安定と自立支援	81	● 高齢者や障害者が安心して暮らせる環境の整備 経済的自立につなげるために、就業機会の確保、日常生活の支援等の環境整備に努めます。	健康福祉局 環境経済局 都市建設局
		82	● 高齢者や障害者の社会参加の支援 高齢者や障害者の社会参加を促進するため、学習機会や情報提供の充実に努めます。	健康福祉局
		83	● 相談体制の充実と情報提供 保健や福祉に関する相談体制の充実と情報提供に努めます。	健康福祉局
②	ひとり親家庭の生活安定と自立支援	84	● ひとり親家庭が安心して暮らせる環境の整備 経済的自立につなげるために就業機会の確保や日常生活の支援等の環境整備に努めます。	健康福祉局 都市建設局
		85	● ひとり親家庭の支援に関する情報提供 ひとり親家庭に対する支援制度等の情報提供を行います。	健康福祉局
		86	● 相談体制の充実 子育てや日常生活に関すること等の相談体制の充実を図ります。	企画市民局 健康福祉局 教育局
③	外国人のための生活支援策・情報提供の充実	87	● 相談体制や情報提供の充実 言葉や生活習慣の異なる環境で生活する外国人のための相談事業、外国語による情報提供等の充実に努めます。【No.23 に再掲】	総務局 企画市民局 健康福祉局

成果指標

No.	指標項目	基準値(年度)	目標値(平成31年度)
32	健康と感じている高齢者の割合	78.4% (平成22年度)	80.3%
33	障害福祉サービスなどに満足している市民の割合	54.9% (平成20年度)	66.7%
34	社会貢献活動を行う高齢者の割合	26.5% (平成22年度)	33.0% (平成26年度)

生涯を通じた健康支援と性に関する理解

施策の方向

14 ライフステージに応じた健康保持増進への支援

15 性と健康をおびやかす問題への対策の推進

16 性の理解・尊重のための教育・啓発の推進

現状と課題

男女共同参画社会の形成にあたっては、男女が互いの人権を尊重しつつ、身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりをもって生きていくことが大切です。男女ともに、心身の健康について正確な知識・情報を得ることは、いきいきと健康的な生活を送るために必要なことです。特に、女性には妊娠や出産のための身体的機能があることを男女ともに留意する必要があります。

本市においても、乳幼児健康診査、各種がん

検診、生活習慣病予防教室、介護予防事業等、ライフステージに応じた健康づくり事業を実施しています。健康診査の受診率は年々増加しており、特に大腸がん検診の受診率は20.0%を超えています。市民の健康への関心の高さがうかがえますが、引き続き、健康診査の意義等の啓発に努めます。

近年、若い世代における望まない妊娠及び性感染症、性犯罪被害、性の商品化等が問題になっています。本市母子保健計画中間評価報告書(平成20年3月)によると、避妊法を正確に知っている高校生の割合は53.3%、性感染症を予防する方法を正確に知っている高校生の割合は30.5%であり、人工妊娠中絶が女性の心身に及ぼす影響や安全な避妊についての知識の普及、性感染症の正確な知識の啓発が必要です。

本市の市民意識調査において39.2%(女性:42.6%、男性:34.5%)の人が、「人権尊重の立場に立った性教育を充実する」ことが学校での男女平等教育では重要であると回答しており、性の理解・尊重のための教育・啓発が求められています。



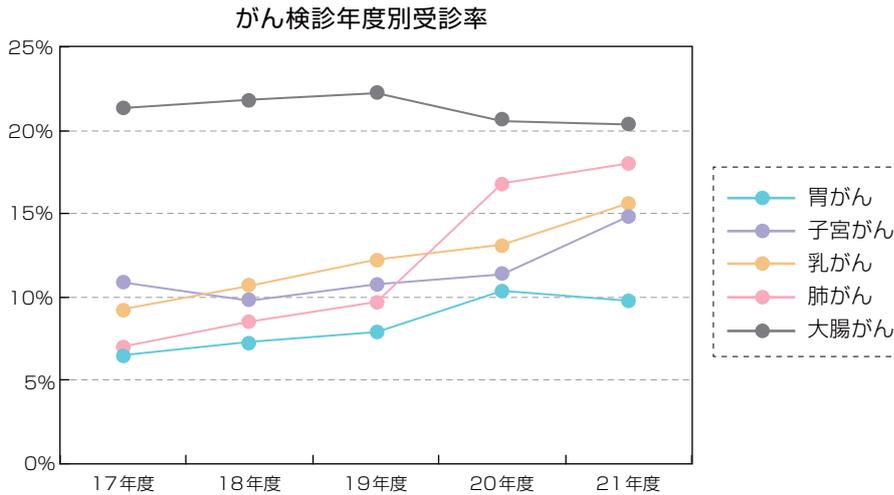
さがみはら男女共同参画推進条例

男女共同参画の理念（第3条第6号）

男女共同参画は、次に掲げる理念に基づいて推進されなければならない。

- ◆ 男女が互いの性に関する理解を深め、女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康が保持されること。

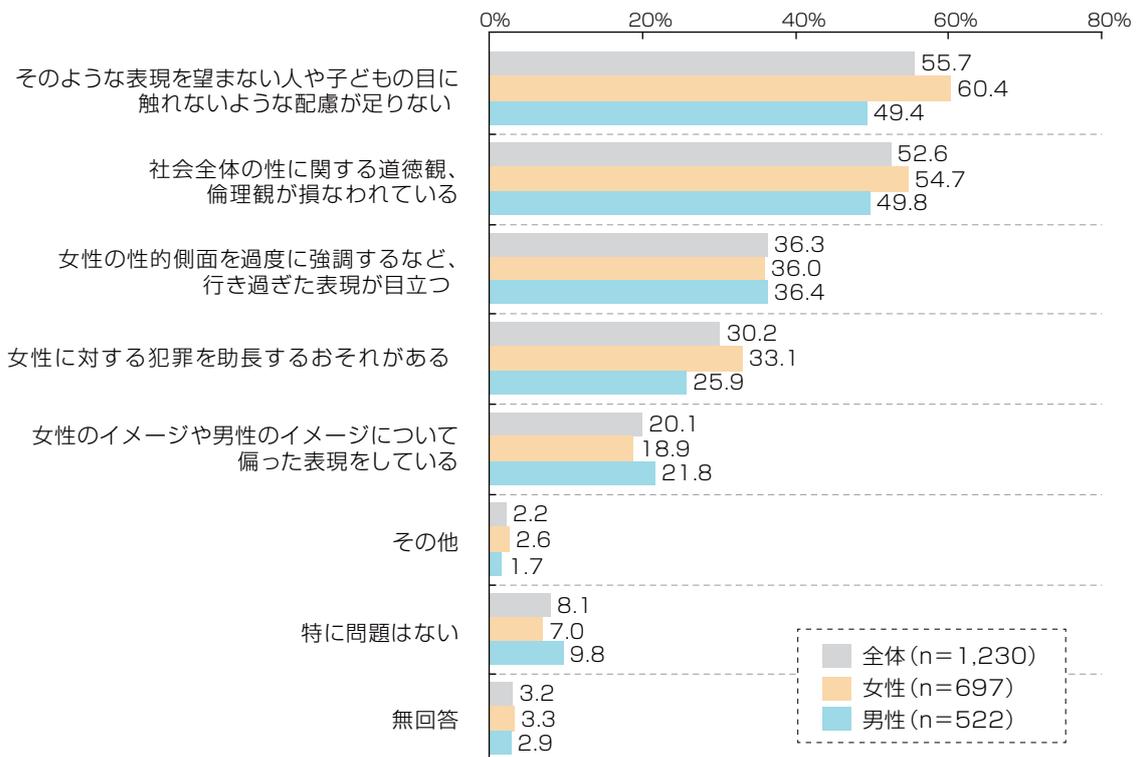
本市におけるがん検診受診率の推移



資料：相模原市保健所年報



メディアにおける性・暴力表現について



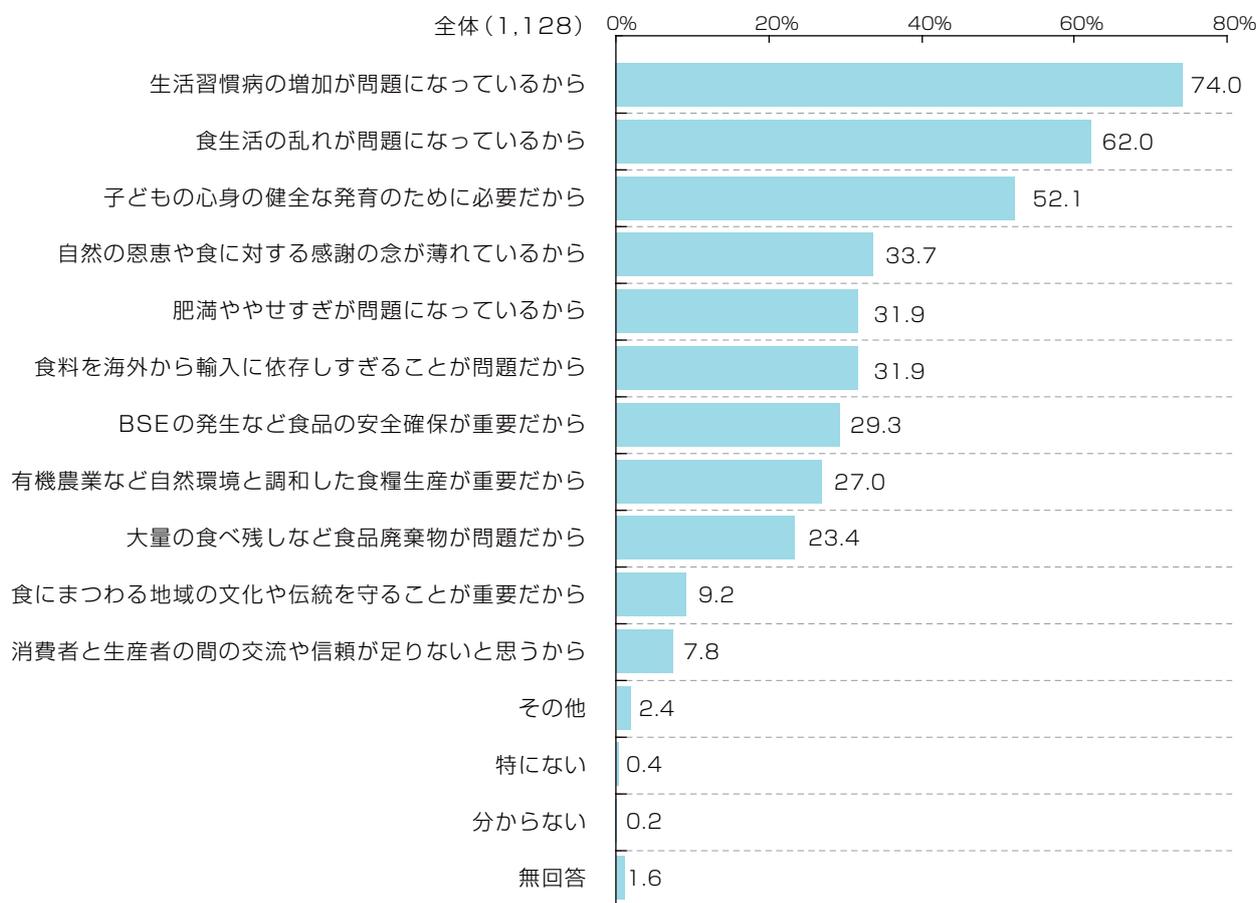
資料：相模原市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成21年度)

ここからだの健康について(小・中・高校生への調査)

項目	単位	数値
赤ちゃんを抱っこしたことのある小・中・高校生の割合	%	80.8
自分を好きといえる小・中・高校生の割合	%	36.8
10代の人工妊娠中絶者件数	件	155
避妊方法を正確に知っている高校生の割合	%	53.3
性感染症を予防する方法を正確に知っている高校生の割合	%	30.5
薬物乱用の有害性を正確に知っている中・高校生の割合	%	76.0
成人後にタバコを吸ってみたいと思う中・高校生の割合	%	中学生 4.4 高校生 9.8

資料：相模原市「母子保健計画中間評価報告書」(平成19年度)

「食育」に関心がある理由(関心がある人のうち)



資料：相模原市「市政に関する世論調査」(平成18年度)



施策の 方向 14

ライフステージに応じた健康保持増進への支援

男女がともに、自分の健康状態に応じた自己管理やライフステージに応じた適切な健康の保持増進ができるように、総合的な対策を推進し、健康のための情報提供や、相談体制を整えます。特に女性については、妊娠・出産期における健康支援の充実を図ります。

	施策名	No.	内 容	主な所管局
①	生涯を通じた健康づくりの支援	88	●ライフステージに応じた保健事業の充実 健康増進に対する意識の高揚と自発的な健康づくり活動の支援を行うなど、生涯を通じての心とからだの健康づくりを推進します。	企画市民局 健康福祉局
		89	●食育の推進 食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する能力を育てるために、食育を推進します。	健康福祉局 環境経済局 教育局
②	妊娠・出産に関する健康支援	90	●リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の啓発・普及 生涯にわたる女性の健康に関して、女性自らの意思で選択・決定するリプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発・普及に努めます。	企画市民局 健康福祉局
		91	●妊娠・出産期における支援の充実 妊娠・出産期における健康診査等の支援、相談体制の充実及び情報の収集と提供に努めます。	健康福祉局
		92	●不妊に関する支援 不妊治療に関する経済的支援と不妊専門の相談体制の整備を図ります。	企画市民局 健康福祉局
③	心とからだに関する相談等の充実	93	●相談体制の充実 性同一性障害や性に関する相談をはじめ、ライフステージごとに生じる悩みに対応するため、相談体制の充実を図ります。	企画市民局 健康福祉局 教育局
		94	●健康づくりに関する情報収集・提供の推進 生涯にわたる健康づくりに関する情報の収集と提供に努めます。	企画市民局 健康福祉局
④	生涯にわたるスポーツの活動支援	95	●スポーツ・レクリエーション機会の充実 健康増進、生きがいづくりのため、生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動を行う機会の充実を図ります。	教育局
		96	●スポーツ・レクリエーション活動の支援 健康状態に応じたスポーツ・レクリエーション活動の推進のため、知識や技術の提供等を行います。	教育局

成果指標

No.	指標項目	基準値(年度)	目標値(平成31年度)
35	自分が健康であると感じている市民の割合	73.9% (平成22年度)	80.0%
36	日常生活で健康づくりに取り組んでいる市民の割合	76.3% (平成22年度)	85.0%
37	子どもを産みやすい環境であると感じている市民の割合【指標No.25に再掲】	56.1% (平成22年度)	60.2%
38	スポーツを定期的に行う市民の割合	58.4% (平成22年度)	65.0%



施策の 方向 15

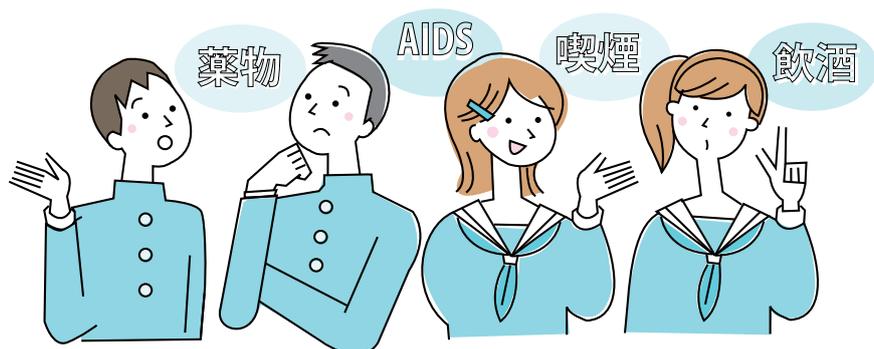
性と健康をおびやかす問題への対策の推進

エイズをはじめとする性感染症の予防及び薬物乱用防止に対する積極的な啓発活動、教育等の取組を推進し、それらの健康被害に関する情報の提供や相談体制の充実を図ります。

	施策名	No.	内容	主な所管局
①	性感染症 予防対策の推進	97	●性感染症予防対策のための体制の整備 人権に配慮しつつ、性感染症対策の体制整備の充実を図ります。	健康福祉局
		98	●性感染症予防対策の推進 性感染症の予防啓発活動と協力連携の推進を図ります。	健康福祉局 教育局
②	健康をおびやかす 問題についての 教育と啓発	99	●健康をおびやかす問題についての啓発活動の推進 性感染症の予防や薬物乱用防止の教育と啓発活動を推進します。	健康福祉局 教育局
		100	●相談体制の充実 性感染症や喫煙、飲酒等についての相談体制の充実を図ります。	健康福祉局 教育局

成果指標

No.	指標項目	基準値(年度)	目標値(平成31年度)
39	性感染症を予防する方法を正確に知っている 高校生の割合	30.5% (平成19年度)	100.0%
40	薬物乱用の有害性を正確に知っている中・ 高校生の割合	76.0% (平成19年度)	100.0%



施策の
方向16

性の理解・尊重のための教育・啓発の推進

次世代を担う子どもたちが、男女がともにお互いの性を十分理解し、尊重しあい、相手を思いやることできるように、発達段階に応じた適切な性教育を推進します。

	施策名	No.	内容	主な所管局
1	性に関する正しい認識と理解についての教育・学習の充実	101	<p>●性教育の推進</p> <p>男女がともに人権を尊重し、お互いの性を理解するため、家庭、学校、地域を通じた性教育の充実に努めます。</p>	企画市民局 教育局
		102	<p>●思春期における性教育の充実</p> <p>思春期の子どもたちが、男女の身体の変化に関する相互理解や思いやりを大切にし、性に対する正しい知識・情報を得て、性にかかわる態度や行動について、将来を見通して意思決定できるような学習の充実に努めます。</p>	企画市民局 健康福祉局 教育局
2	人権としての性への意識啓発	103	<p>●メディアにおける性・暴力表現への対応</p> <p>様々な情報の中から、主体的に収集、判断し、適切に発信できるよう、メディア・リテラシーを向上させる取組を推進します。</p>	企画市民局
		104	<p>●広告物等の性の商品化等差別的表現への対応</p> <p>女性の人権を侵害し、性の健全な育成を阻害するおそれのある有害環境の健全化に努めます。</p>	健康福祉局 都市建設局
		105	<p>●売買春の防止に向けた啓発活動の推進</p> <p>関係機関と連携し、売買春の防止に向けた広報啓発を図るとともに女性の人権を尊重する啓発活動を推進します。</p>	企画市民局 健康福祉局

成果指標

No.	指標項目	基準値(年度)	目標値(平成31年度)
41	市立小中学校における「性に関する指導」の授業、講座等の実施率	100% (平成22年度)	毎年100%
42	市立小学校4年生以上の子どもがいる家庭への性教育啓発誌の配布率	100% (平成22年度)	毎年100%
43	市立中学校の子どもがいる家庭で、性について子どもと話すことのある家庭の割合	53.6% (平成19年度)	80.0%

基本方針
VI
配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援
【さがみはらDV対策プラン】
施策の方向

- 1 相談及び保護体制の充実 **重点項目**
- 2 自立支援の充実 **重点項目**
- 3 関係機関や民間団体等との連携・協力 **重点項目**
- 4 DV根絶に向けた取組の推進 **重点項目**

現状と課題

DVは、家庭内において行われることが多く、外部からの発見が困難で潜在化しやすい傾向にあり、直接暴力を受けている被害者だけでなく、同居する子どもの心身面にも深刻な影響を及ぼしています。平成21年度に行った本市の市民意識調査によると、30歳代では、男女ともに配偶者や交際相手から暴力を受けた経験が全国の調査より高くなっています。



また、同調査でDVについての相談場所の認知度を聞いたところ、男女共に3人に1人が「どこも知らない」と回答しており、被害者が安心して適切な相談を受けられるよう、相談体制の充実や相談窓口の一層の周知が必要となっています。

本市では、DV防止と被害者支援の施策を推進していくため、国、県、市の関係機関で組織する「配偶者等からの暴力に対する関係機関連携会議」やその庁内部会を設置し、連携を図るとともに、被害者支援のための課題解決に取り組んでいます。

DVを生み出さないためには、DVが犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるということに気付けるよう、家庭、地域、学校、職場などに啓発していくこと、また、DVを容認しない社会の実現が必要です。特に子どもや若い世代に対しては、DVの正しい理解を図るための取組が必要となっています。

さがみはら男女共同参画推進条例

性別による差別的扱い等の禁止（第8条）

- ◆ 何人も、性別による差別的扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の人権侵害を行ってはならない。

被害者に対する支援（第13条）

- ◆ 市は、性別による差別的扱い、セクシュアル・ハラスメント等の被害者に対し、救済、心身の健康回復等のための支援を実施するものとする。
- ◆ 市は、ドメスティック・バイオレンスの防止並びにその被害者の保護及び自立に向けた支援を図るため、被害者を一時的に保護する施設を確保するとともに、その他必要な施策を実施するものとする。

● さがみはらDV対策プラン（別冊参照）の体系 ●

施策の方向	施策名	
1 相談及び保護体制の充実	①	相談支援の強化
	②	相談窓口の周知
	③	外国人・障害者・高齢者・男性への配慮
	④	相談窓口職員のスキルアップ
	⑤	民生委員、児童委員等への情報提供
	⑥	一時保護支援と安全確保の充実
2 自立支援の充実	①	関係機関との連携による自立支援の強化
	②	住居の確保
	③	就労支援
	④	住民登録等の支援
	⑤	被害者支援を担う職員の資質の向上
3 関係機関や民間団体等との連携・協力	①	関係機関・民間団体との連携・協力体制の強化
	②	関係各課・機関の連携と情報共有
4 DV根絶に向けた取組の推進	①	DV根絶に向けた社会づくりのための広報・啓発活動の推進
	②	デートDV防止の取組
	③	DV防止への調査研究
	④	配偶者暴力相談支援センター機能の整備

成果指標

No.	指標項目	基準値（年度）	目標値（平成31年度）
44	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）の認知度	76.1% （平成21年度）	100%
45	DV被害にあった際、相談しなかった市民の割合	64.3% （平成21年度）	33.0%
46	DVにかかわる相談場所をどこも知らない市民の割合	38.6% （平成21年度）	20.0%

参考資料

用語解説 (50 音順)

● 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

(育児・介護休業法)

育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて我が国の経済及び社会の発展に資することを目的として制定されました。

平成 17 年、改正育児・介護休業法が施行され、育児休業期間の延長、期間雇用者（パートタイマー等）への育児休業の適用、看護休暇制度の新設など、子育てを行う労働者を支援するための法整備が行われました。

また、平成 21 年の改正では、3 歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除が制度化され、子の看護休暇制度を拡充するなど、少子化対策の観点から、仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境が整備されました。

● NPO

NPO は、Non-Profit Organization の頭文字で、まちづくりを進める主役の一つです。ボランティア団体や特定非営利活動促進法により法人と認証された団体（NPO 法人）など民間の非営利組織が NPO と呼ばれています。

NPO は、社会や地域の課題の解決に向け、自らの使命感（ミッション）から社会貢献活動を進めています。社会福祉、環境、災害救援、人権、国際協力などさまざまな分野にわたって、自主的で、かつ、非営利（収益事業を行っても、利益を分配しないこと）の活動を進めており、市民が市民を支援する（サービスを提供する）事業体といえます。

● エンパワーメント

力をつけることをいいます。政治的、経済的、社会的な意思決定の場に参画する力など、様々な場面で自己決定し、行動できる能力を身につけることを意味します。

● キャリア教育

児童・生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育のことをいいます。

● 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」や「男は主要な業務、女は補助的業務」などに表されるように、個人の能力や資質とは関係なく性別によって役割を決めようとする考え方や意識をいいます。このような考え方は、女性の社会参画や能力向上、男女対等な家庭責任の分担を妨げる要因となっています。

近年では、「男は仕事、女は家庭も仕事も」という「新たな性別役割分担」の問題も生じてきています。

● 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

(男女雇用機会均等法)

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的として、昭和 61 年に施行されました。平成 18 年の改正では、性別を理由とする差別の禁止の範囲が拡大しました。また、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いが禁止され、セクシュアル・ハラスメント対策を強化するなど、雇用環境の整備が一層整いました。

● 相模原市立男女共同参画推進センター

(ソレイユさがみ)

平成 12 年に設置された本市における男女共同参画推進の拠点施設です。男女共同参画を取り巻く様々な課題に対応するため、講座や講演会等の開催、市民団体の活動支援、相談事業などの事業を実施しています。

● さがみはら男女共同参画推進条例

男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として本市が平成 16 年に制定した条例です。男女共同参画の理念並びに市、市民、事業者及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めています。

● 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） 憲章及び仕事と生活の調和推進のための 行動指針

平成19年、官民が一体となって、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に取り組むため、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の合意により策定されました。仕事と生活の調和を図ることは、働く人が多様な働き方、生き方を選択・実現できるだけでなく、企業の活力や有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高め、業務の見直し等による生産性の向上につながる等の観点から、企業、働く者、国民、国、地方公共団体など関係者が、それぞれワーク・ライフ・バランス実現のために果たすべき役割が定められています。

● 次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的に平成15年に制定されました。市町村及び都道府県は、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立支援等について、目標や目標達成のために講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定することが義務付けられました。また、従業員300人を超える企業に、次世代育成支援対策に関する行動計画の策定が義務付けられました。

平成21年の改正では、行動計画の公表及び従業員への周知が義務化されました。さらに、平成23年からは、行動計画の届出義務企業が従業員101人以上の企業へ拡大されました。

● 食育

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるもの、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいいます。

● 女性の参画加速プログラム

平成20年に、女性の参画をあらゆる分野で加速するため策定されたものです。プログラムでは、女性の継続就業や参画を妨げる様々な要因の解消や、女性が能力を十分に発揮できるための環境整備等を一層戦略的に進めるため、民間団体、地方公共団体等と連携・協力しながら、「仕事と生活の調和の実現」、「女性の能力開発・能力発揮に対する支援の充実」、「意識の改革」の3つを一体的に進めることを施策の基

本的方向としています。

● 性感染症

性的接触によって感染する病気で、STD（Sexually Transmitted Diseases）ともいいます。

性感染症には様々な種類のものがありますが、梅毒、エイズ、クラミジア、淋病、ヘルペス、トリコモナス、尖形コンジロームなどがあります。

● 性同一性障害

生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的には自分が別の性に属していると確信している状態のことをいいます。

● セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した、不快に感じる性的な意味合いを持つ言動を相手に強いることをいい、相手が望まない性的関係を迫ったり、不必要に身体に触れたり、あるいは相手が困惑するような性的な写真を見せたり、文章を読ませたりするなどの行為のことです。

さがみはら男女共同参画推進条例では、「相手が望まない性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えること」と定義しています。

平成19年4月1日から改正男女雇用機会均等法の施行により、職場におけるセクシャル・ハラスメントについて必要な措置を講ずることが事業主の義務となり、男性に対するセクシャル・ハラスメントも法律の対象とすることになりました。

● 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいいます。

● 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくことをいいます。

● 男女共同参画社会

平成11年に制定された男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されて

います。本市では男女共同参画の推進を最重要課題の一つとして位置付けています。

● 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年に公布、施行されました。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めています。

● DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者（男女の別を問わず、事実婚、元配偶者を含む。）からの暴力のことをいいます。本計画では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象外の親、きょうだい、交際相手などからの暴力も対象とします。

「暴力」とは、殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使する「身体的暴行」だけでなく、心無い言動等により相手の心を傷つける「心理的攻撃」、嫌がっているのに性的行為を強要する等の「性的強要」を含みます。

さがみはら男女共同参画推進条例では、「配偶者、恋人等の親密な関係にある者からの暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす行為」と定義しています。

● デートDV

交際相手からの暴力のことをいいます。

● テレワーク

情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことをいいます。

● 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成13年に施行された法律です。

平成16年の改正では、「『配偶者からの暴力』の定義が拡大され、身体に対する暴力のほか、精神的暴力・性的暴力など心身に有害な影響を及ぼす言動も該当することになったこと」、「離婚後も元配偶者から引き続き受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときには、裁判所が保護命令を発することができることになったこと」、「裁判所が認めるとき被害者の子へ

の接近禁止命令を発することができるようになったこと」など充実が図られました。

さらに、平成19年の一部改正では、保護命令制度が拡充され、生命又は身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申立てができるようになるとともに、被害者に対する電話・電子メール等が禁止され、被害者の親族等も接近禁止命令の対象となるなど、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護について、一層の推進が図られました。

また、都道府県のみで義務付けられていた配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定が、市町村の努力義務となりました。

● 配偶者暴力相談支援センター

都道府県は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、①相談や相談機関の紹介、②カウンセリング、③被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、④自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、⑤被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、⑥保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行っています。

平成19年の法律改正により、市町村が設置する適切な施設においてもセンターとしての機能を果たすよう努めることになりました。

● パワーハラスメント

職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性（※）を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。

※上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。

● まちづくり会議

各地区のまちづくりの課題を自主的に話し合い、課題解決に向けた活動に構成団体などが協働して取り組むための会議で、自治会や地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、公民館など、各地区で活動している団体等の人たちを中心に構成されています。

● メディア・リテラシー

さまざまなメディアからの情報を主体的、客観的

に読み解く能力や、メディアを適切に選択し、発信する能力のことをいいます。

●メンター制度

メンター（助言者、指導者）が、働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り、助言などを与えてくれる制度のことをいいます。

●ライフステージ

幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など人間の一生をいくつかに分けて考えた段階のことをいいます。

●リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

（性と生殖に関する健康と権利）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、女性の人権の重要な一つとして認識されています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く論議されています。

●労働力率

労働力人口（15歳以上の人口のうち就業者と完全失業者の合計）が、15歳以上人口に占める割合のことをいいます。

日本の女性労働者の年齢階級別の労働力率をグラフに表すと、30歳代前半を底とするM字カーブを描くことから、女性労働者の働き方をM字型曲線といます。この現象の背景には、依然として結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多いことが挙げられ、家事、育児は女性が担うものという性別役割の考え方が根深く残っていることを示し、働き続けるための環境が十分には整っていないことを意味しています。

●ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

誰もが人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいいます。



計画策定の経過

年度	月 日	会 議 等	審議内容等
平成 22 年度	7月 2日	○男女共同参画審議会（第 1 回）【市長から諮問】	
	7月14日	●策定検討部会（第 1 回）	基本的な考え方について
	9月21日	●策定検討部会（第 2 回）	体系（案）の検討
	10月 6日	◆男女共同参画推進会議	体系（案）の検討
	10月13日	○男女共同参画審議会（第 2 回）	体系（案）の検討
	11月 9日	●策定検討部会（DV 対策プラン）	素案の検討
	12月 7日	●策定検討部会（第 3 回）	素案の検討
	2月 1日	●策定検討部会（第 4 回）	素案の検討
	2月16日	◆男女共同参画推進会議	素案の検討
	3月 2日	○男女共同参画審議会（第 3 回）	素案の検討
平成 23 年度	4月15日	●策定検討部会（第 5 回）	素案の検討
	5月18日	●策定検討部会（DV 対策プラン）	素案の検討
	6月 8日	●策定検討部会（第 6 回）	答申（案）の検討
	6月24日	◆男女共同参画推進会議	答申（案）の検討
	7月 1日	○男女共同参画審議会（第 1 回）	答申（案）の検討
	7月23日	< シンポジウム開催 >	骨子案の説明
	9月22日	◆男女共同参画推進会議	答申（案）の検討
	10月 5日	○男女共同参画審議会（第 2 回）	答申（案）の検討
	10月13日	【市長へ答申】	
	12月15日 ～1月19日	< パブリックコメント >	
	3月	「第2次さがみはら男女共同参画プラン21」策定	

○は、相模原市男女共同参画審議会。

●は、上記審議会内に設置された第2次さがみはら男女共同参画プラン21 策定検討部会。

◆は、市役所内の関係部局間の総合調整を行う男女共同参画推進会議。

相模原市男女共同参画審議会委員名簿

任期（平成22年6月1日～平成24年5月31日）

◎会長

○副会長

（五十音順）

No.	氏名	所属団体等	備考
1	◎井狩 芳子	和泉短期大学	
2	石上 雅子	市民公募	
3	稲田深智子	相模女子大学	
4	稲葉 昭英	首都大学東京	
5	梅澤カツ子	特定非営利活動法人 男女共同参画さがみはら	
6	藤井 保	相模原市自治会連合会	H23.5.31 まで
6	河本 博	相模原市自治会連合会	H23.6.1 から
7	本多久美子	相模原市公立小中学校長会	H23.3.31 まで
7	小杉 充	相模原市公立小中学校長会	H23.6.1 から
8	坂本紀美子	相模原市私立保育園長会	
9	○笹部 良一	相模原商工会議所	
10	篠宮さつき	市民公募	
11	高橋 暁子	横浜弁護士会	
12	中村 文子	神奈川県社会保険労務士会相模原支部	
13	原 裕子	相模原市民生委員児童委員協議会	H22.11.30 まで
13	野村 清子	相模原市民生委員児童委員協議会	H22.12.20 から
14	野呂 成子	相模原市医師会	
15	古屋 尚	市民公募	

第2次さがみはら男女共同参画プラン21 策定検討部会委員名簿

任期（平成22年7月14日～平成24年3月31日）

◎部会長

○副部会長

（五十音順）

No.	氏名	所属団体等	備考
1	阿部 裕子	NPO 法人 かながわ女のスペースみすら	
2	石上 雅子	相模原市男女共同参画審議会委員	市民公募
3	◎稲葉 昭英	相模原市男女共同参画審議会委員	首都大学東京教授
4	津田 好子	東京女子大学大学院	
5	永井 保子	さがみはら男女共同参画推進員	
6	○中村 文子	相模原市男女共同参画審議会委員	神奈川県社会保険労務士会相模原支部
7	長谷川行代	相模原市立男女共同参画推進センター	H23.3.31 まで同センター館長

関連法令

さがみはら男女共同参画推進条例

平成16年3月26日
条例第1号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 基本的施策（第10条—第16条）

第3章 推進体制等（第17条—第22条）

第4章 雑則（第23条）

附則

男女が、互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現は、私たち市民の願いである。

相模原市では、男女共同参画社会の実現に向け、これまでも「さがみはら男女平等憲章」、「さがみはら男女共同参画都市宣言」等に基づき、施策の推進に努めてきた。

しかしながら、今なお、性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく慣行が、広く根強く残存しているため、特に女性の能力の発揮を阻んでいる。このことは、同時に男性の生き方にも影響を与えており、男女平等とは言いがたい現実となっている。

また、女性に対するドメスティック・バイオレンスの根絶、男女平等に基づく就業環境の改善等が緊要な課題となっており、男女がともに生きやすい社会をつくるためには、なお一層の努力が必要とされている。

さらに、相模原市にとって、これからの男女共同参画のまちづくりを考えたとき、あらゆる場において、教育の果たす役割が重要となっている。

こうした状況を踏まえ、男女共同参画の理念が行き渡る実効性のある取組が今強く求められており、性別にかかわらず人権が尊重され、豊かで活力ある未来を拓くため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の理念並びに市、市民、事業者及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 相手が望まない性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等の親密な関係にある者からの暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

（男女共同参画の理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる理念に基づいて推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮できる機会が確保されることその他の男女の人権が平等に尊重されること。
- (2) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (3) 社会の制度又は慣行が、性別による固定的な役割分業意識を反映して、男女の活動を制限することのないよう、又は自らの意思による多様な生き方の選択に影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (4) 家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる場において、男女平等の意識が浸透し、性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を尊重した教育が行われること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護等の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (6) 男女が互いの性に関する理解を深め、女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康が保持され

ること。

- (7) 男女共同参画社会の実現が、国内及び国際社会における様々な取組と密接に関連していることから、それらの取組と協調して行われること。

(市の役割)

第4条 市は、男女共同参画の推進を最重要課題の一つとして位置付け、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、実施するとともに、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の視点をもって取り組むものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国、県その他関係団体と連携を図るとともに、市民、事業者及び教育に携わる者と協働して取り組むものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる場において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むように努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。
3 市民は、次代を担う子どもたちの男女平等を推進する教育に関し、自ら積極的に参画するように努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、就労者が職業生活における活動と子育て、介護等の家庭生活における活動とを両立できるような職場環境づくりに努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。
3 事業者は、男女の就業状況その他の男女共同参画の取組状況について、市の求めに応じて報告するように努めなければならない。

(教育に携わる者の役割)

第7条 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、男女共同参画を推進する上での教育の果たす役割の重要性を認識し、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うように努めなければならない。

(性別による差別的扱い等の禁止)

第8条 何人も、性別による差別的扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報における配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分業を助長する表現その他

の男女共同参画の推進を阻害する表現を行わないように努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市長は、基本計画の策定に当たっては、相模原市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。
4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(家庭生活、地域生活及び職業生活への参画支援)

第11条 市は、市民、事業者等との協働により、家族を構成する男女が相互に協力し、自らの意思によって家庭生活、地域生活及び職業生活のそれぞれの活動に参画できるように必要な支援を行うものとする。

(啓発活動等)

第12条 市は、男女共同参画に関する市民、事業者等の関心を高めるとともに、その理解を深めるための啓発活動を行うものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進を阻害するおそれのある表現及び情報について、市民が主体的に解釈し、評価できる能力を向上するための学習の場を確保するものとする。
3 市は、地域、学校、職場その他のあらゆる場において指導的立場にある者に対する男女共同参画に関する研修機会の充実を図るものとする。

(被害者に対する支援)

第13条 市は、性別による差別的扱い、セクシュアル・ハラスメント等の被害者に対し、救済、心身の健康回復等のための支援を実施するものとする。

- 2 市は、ドメスティック・バイオレンスの防止並びにその被害者の保護及び自立に向けた支援を図るため、被害者を一時的に保護する施設を確保するとともに、その他必要な施策を実施するものとする。

(調査研究等)

第14条 市は、男女共同参画の推進に必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(民間の団体に対する支援及び協力)

第15条 市は、民間の団体が男女共同参画の推進に

関して行う諸活動に対し、必要な支援及び協力を行うものとする。

(年次報告)

第16条 市長は、毎年、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 推進体制等

(施策の推進体制の整備)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(審議会等の委員の構成)

第18条 市は、市が設置する審議会等の委員の委嘱等を行うときは、男女いずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならないように努めなければならない。

(男女共同参画推進週間)

第19条 市は、男女共同参画への関心と理解を深める取組が市民、事業者等に広く周知されるように男女共同参画推進週間を設ける。

(相模原市男女共同参画専門員)

第20条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての意見、苦情及び相談(以下「施策に対する意見等」という。)並びに市内において男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害されたことについての相談及び苦情(以下「人権侵害に対する相談等」という。)を処理するため、相模原市男女共同参画専門員(以下「専門員」という。)を置く。

2 専門員の定数は、3人以内とする。

3 専門員の任期は、2年とする。ただし、補欠の専門員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 専門員は、再任されることができる。

(意見等の申出等)

第21条 施策に対する意見等又は人権侵害に対する相談等のある者は、専門員にその旨を申し出ることができる。

2 専門員は、前項の規定により施策に対する意見等又は人権侵害に対する相談等の申出があった場合は、必要に応じて、その内容について調査を行うことができる。

3 専門員は、施策に対する意見等の申出があった場合において、調査のため必要があると認めるときは、施策を実施する機関に対し、関係資料の提出及び説明を求めることができる。

4 専門員は、施策に対する意見等の申出があった場合において、調査の結果、必要があると認めるときは、施策を実施する機関に対し、助言、是正の要請等を行うことができる。

5 専門員は、人権侵害に対する相談等の申出があった場合において、調査のため必要があると認めるときは、関係者に対し、関係資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 専門員は、人権侵害に対する相談等の申出があった場合において、調査の結果、必要があると認めるときは、関係者に対し、助言、是正の要望等を行うことができる。

(拠点施設)

第22条 市は、相模原市立男女共同参画推進センターを活動拠点として、男女共同参画を推進するものとする。

第4章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日 法律第78号
最終改正 同 11年12月22日 同 第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男

女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努

めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員

の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

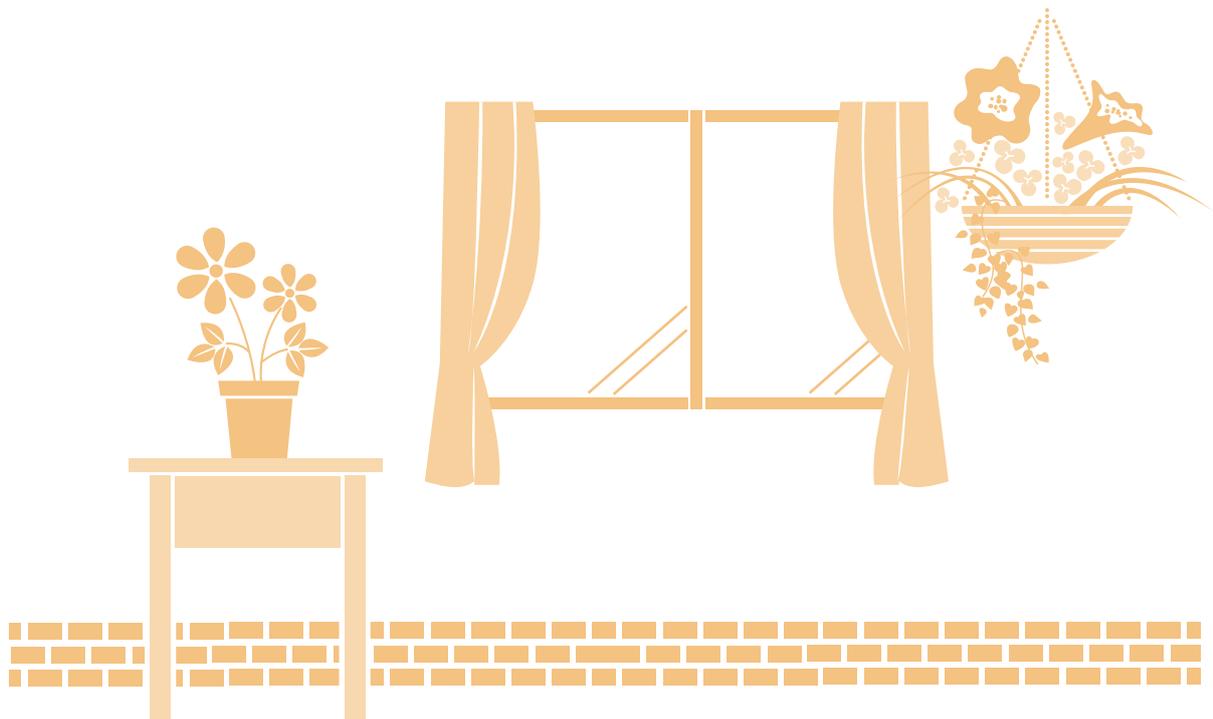
第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と

同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代行する委員として指名されたものとみなす。

(略)



女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるものも問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下

での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的な重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準

の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻

をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

- 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- (a) 家族給付についての権利
 - (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
 - (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのす

すべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名す

る者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。



男女共同参画に関する年表

年	国連の動き	日本の動き	相模原市の動き
1975 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人年 国際婦人年世界会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位向上をはかる決議」採択 	
1976 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連婦人の10年(～85年) 	<ul style="list-style-type: none"> 「民法」改正(離婚復氏制度)、戸籍法公布、施行 	
1977 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> 「女性の地位向上のための国内行動計画」策定 	
1979 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択 		
1985 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」の公布 「女子差別撤廃条約」批准 	
1986 (昭和61年)			<ul style="list-style-type: none"> 「女性に関する総合窓口」開設 第3次総合計画「21世紀をめざすさがみはらプラン」を策定「女性の自立と参加による男女共同参画社会の実現」をめざす
1987 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 	
1988 (昭和63年)			<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題基本調査実施 「相模原市婦人問題懇談会」設置
1989 (平成元年)			<ul style="list-style-type: none"> 「企画部女性政策課」設置 「さがみはら女性計画策定委員会・60人委員」設置
1990 (平成2年)			<ul style="list-style-type: none"> 「相模原市女性団体連絡協議会」設立
1991 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業法」公布(92年施行) 「新国内行動計画(第一次改定)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「さがみはら女性計画」策定 「相模原市における審議会等への男女共同参画を推進する要綱」制定
1992 (平成4年)			<ul style="list-style-type: none"> 「さがみはら男女平等憲章」制定
1993 (平成5年)			<ul style="list-style-type: none"> 女性問題基本調査実施
1994 (平成6年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画室、男女共同参画審議会(政令)、男女共同推進本部設置 	
1995 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> 世界女性会議開催(北京) 「北京宣言」及び「行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業法」改正(介護休業制度)公布(98年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性政策情報コーナー」設置 「さがみはら女性計画後期実施計画」策定
1996 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進連携会議発足 「男女共同参画2000年プラン」策定 	
1997 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正 	
1998 (平成10年)			<ul style="list-style-type: none"> 「(仮称)女性センター基本構想」策定

年	国連の動き	日本の動き	相模原市の動き
1999 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会基本法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「新世紀さがみはらプラン」策定 女性問題基本調査実施 「(仮称)男女共同参画推進センター基本計画」策定
2000 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー規制法」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「相模原市立男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)」開館 「さがみはら男女共同参画都市宣言」実施 「企画部男女共同参画課」に改称
2001 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> 内閣府に男女共同参画局設置 男女共同参画会議設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「さがみはら男女共同参画プラン21」策定
2002 (平成14年)			<ul style="list-style-type: none"> 「相模原市男女共同参画に関する意識調査」を実施
2004 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> 「DV防止法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「さがみはら男女共同参画推進条例」施行 男女共同参画推進センターの指定管理者制度の導入「NPO法人男女共同参画さがみはら」に管理運営を委託
2005 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> 第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」世界閣僚級会合) 	<ul style="list-style-type: none"> 「育児・介護休業法」改正 「男女共同参画基本計画」(第2次)策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「さがみはら男女共同参画プラン21」の一部見直し
2006 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」改正 	
2007 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> 「DV防止法」改正 「仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和のための調和推進のための行動指針」策定 	
2008 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 	<ul style="list-style-type: none"> 「さがみはら男女共同参画プラン21」の計画期間を1年延長(平成23年度まで)
2009 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解公表 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画シンボルマーク決定 「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「相模原市男女共同参画に関する市民意識・事業所調査」を実施
2010 (平成22年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画基本計画」(第3次)策定 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進シンボルマークを制定 相模原市男女共同参画審議会諮問
2011 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> UN Women正式発足 		<ul style="list-style-type: none"> 相模原市男女共同参画審議会答申
2012 (平成24年)			<ul style="list-style-type: none"> 「第2次さがみはら男女共同参画プラン21」策定

第2次さがみはら男女共同参画プラン21

発行 平成24年3月

編集 相模原市 企画市民局 市民部 男女共同参画課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話 042(769)8205 FAX 042(753)9413

